

北海道社会福祉総合基金助成事業 & 第6回DPI北海道ブロック会議通常総会記念イベント
障害があっても暮らしやすい北海道づくりを考えるフォーラム

と き: 08年6月28日(土)

と ころ: 札幌市身体障害者福祉センター 大会議室



司会

障害があっても暮らしやすい北海道づくりを考えるフォーラムを開催いたします。

・メッセージの紹介

『北海道において平素から障害者のためにDPI北海道ブロック会議が続けておられる様々な活動に心から敬意を表しますとともに、「北海道障害者が暮らしやすい地域作り条例」制定に関するフォーラムのご盛会をお祝い申し上げます。本フォーラムを契機に障害のある人々に対し、道民の理解と認識がいつそう深まることを期待しますとともに、貴会議の益々のご発展を祈念し、お祝いのメッセージとさせていただきます。』

北海道議会フロンティア議員会会長 久保雅司 様 ありがとうございます。

また、本日は会場にも議員の方がお見えになっていますので、お名前だけご紹介させていただきます。

北海道議会議員、民主党・道民連合の須田議員、道下議員、広田議員です。

札幌市議会議員、市民ネットワーク北海道の佐藤議員です。

それでは、DPI北海道ブロック会議議長の西村正樹より、ご挨拶とご報告をさせていただきます。

西村

皆さんこんにちは。私からは今回のフォーラムの開催に当たって、主催者としてのご挨拶と今回のフォーラムの大きな柱になっています障害者の権利条約に関する現在の動向についてご報告をさせていただきます。

資料の4ページ、5ページをご参照ください。

この間、様々な場面において権利条約についての学習等をしてきましたが、今回は、人権条約と障害者施策の動向などについて載せています。この資料につきましては点字やデータ資料も用意しています。

特に私からご報告をさせていただきますことは、すでに皆さんご承知のとおり2006年12月に障害者権利条約は国連で採択され、その後、今年の4月に20カ国がこの条約に批准をしています。その結果、先月になりますが、5月3日に条約が発効、つまり、条約として効力を持つことになりました。従いまして、いま国連では条約の発効に伴い、どのような課題があるのか、またどのような現状にあるのかを検証する体制を整備することになっています。

日本政府は昨年9月28日に署名をしており、条約の批准に向けた作業を進めていくということが確認されています。この条約の批准については、3月に開催した「JDF 地域フォーラム in 北海道」の共催団体で、DPIを

含め日本の多くの障害者団体で構成している日本障害フォーラムが中心となって、政府との意見交換をこの間3回開催しています。条約を批准するに当たりましては、日本の障害のある人たちに関する各種政策はどうなっているのか、あるいはその生活実態がどうなっているのかをきちんと検証しながら、実効性ある条約の批准をめざすことが、JDFにとっても、私たちにとっても重要な課題ですので、そうした議論がまさに今始まっていることをまず、報告しておきます。

また、国会では超党派の国会議員によって、この条約の発効を祝い、批准に向けた取り組みをしていくということが確認されています。いま、障害者の権利条約が発効し、実際に日本が署名し、批准に向かっていますが、日本政府が批准をするということは、日本政府だけではなくて、地方政府である北海道や札幌市などの地方自治体もその条約が求める様々な施策を展開することが求められることになります。

そういった意味では千葉県の条例制定のように、地方政府としてこうした動きにどのような形で対応していくのかということが、地域にとっては非常に重要な課題になってきます。

昨年の11月23日に「障害者の権利法制に関するフォーラム」を開催しました。そこでは本日のシンポジウムにも出席いただくシンポジストの皆さん全員揃った中で、北海道においても条例を作っていくことが必要であることの確認が出来ました。そして、半年経った今、改めて、北海道における障害児・者のための条例づくりを議論するために開催したのが、本日のフォーラムです。

条例づくりにあたっての課題を、権利条約から、おおむね2点、確認しておきたいと思います。

5ページの3の1、こちらに条約の特徴的な内容を載せています。この資料から、条約が示している障害者の定義を改めて確認しておきたいと思います。日本政府が批准した障害者の権利条約の仮訳について、JDFは適切な訳ではないといっています。それが、この障害の定義になります。

原文の中では障害者の権利条約の中では、日本語訳の障害を2種類に分けています。

ひとつはインペアメント。もうひとつはディスアビリティです。日本語でひとつの障害ですが、英語ではふたつに分けています。この意味の違いですが、インペアメントというのは機能、形態、つまり私で言えば歩くことが出来ないということであり、他の障害ですと、耳が聞こえない、目が見えないといった本人の身体機能の障害ということです。そして、ディスアビリティは、障害のある人たちが社会に出た時に生じてくる別の障害のことを意味しています。今日は手話通訳や要約筆記の方を用意させていただいています。これは聞こえないというインペアメント(障害)のある方が、こうした通訳を用意しなければ、聞こえないということで情報を入手することが出来ない。つまり、社会的な障害(ディスアビリティ)が生じるということです。これがディスアビリティです。同じく、今日は点字とデータ資料を用意しています。墨字の資料を全盲の視覚障害者は読むことが出来ませんが、こういった資料を提供することによって、情報を得られる。この得られない状況を不利益、制限、制約と日本語では言うところですが、英語の障害者権利条約では、それを障害、ディスアビリティと言っています。

そして、このディスアビリティをどう解消していくかということがひとつの大きな課題であり、その解消を図るための措置を合理的配慮ということで、その提供をしないことを差別、あるいは権利侵害であると定義をしています。ですから、私たちは権利条例、あるいは批准をめざす権利条約に伴う障害とは何なのか、そして障害者を取り巻く課題とは何なのかを検証していくことが必要であると思っています。

そして、もうひとつですが、第4条にあります。条約の一般的な義務の中では当事者参画を謳っています。障害者に関わる様々な政策、様々な決定事項については当事者が参画していくことを保障しなければならないということが、そこでは謳われています。

まさにそうした障害当事者が参画する中で国連の条約は議論されました。こうした「障害の定義」を改めて考え、「当事者参画」に基づいて、北海道における条例づくりが進められることが重要ですし、そのためには、その議論に私ども当事者や関係者、支援者が参画していくことを確認して主催者としての開会の挨拶と報告に代えさせていただきます。

記念講演

「障害児・者の暮らしから条例の意義を考える」

北星学園大学社会福祉学部教授 田中 耕一郎 氏



プロフィール

北星学園大学社会福祉学部教授
障害者福祉論、障害学を専攻している。
大阪府出身。知的障害者更生施設職員、
障害者労働センター職員等を経て現職。
北海道地方障害者施策推進協議会委員、
北海道自立支援協議会委員、札幌市
障害者福祉施策推進協議会委員、札幌
市福祉の街づくり推進会議委員等を務め
ている。著書に「障害者運動と価値形成」
(現代書館)がある。

司会

それでは記念講演ということでお話をいただきますが、講師の方について簡単のご紹介いたします。

お話をいただく方は、北星学園大学福祉学部教授の田中耕一郎さんです。

田中先生は障害者福祉論、障害学を専攻しておられますが、障害者福祉に関する公的な委員もいくつかお務めなっております。

本日は北海道における障害児・者の暮らしの現状から条例の意義を考えると題してお話をいただきます。よろしく願いいたします。

田中

はじめに

障害児・者の暮らしから条例の意義を考えるということですから、後のシンポジウムの議論とのつながりも少し意識しながらお話をしたいと思っています。

話の柱は、3つあります。

まず、障害者の暮らしに深く関わる障害者福祉政策の動向についてです。次に障害者が地域で暮らす時の基本的な3つのニーズとそれをめぐる北海道の問題状況。そして三つ目が、これらを踏まえた上での条例の意義についてお話したいと思っています。

1 最近の障害者福祉政策の動向

DPIをはじめ、多くの障害者団体が批判し、その改善を求めてきた障害者自立支援法は、国の現在の障害者福祉政策の意図を象徴するものだと思います。この障害者自立支援法にはサービスの市町村への一元化、市町村の障害福祉計画の立案や自立支援協議会の設置、サービス利用計画費の導入、地域移行の宣言等、評価される点も幾つかあるわけですが、しかし、この法律の意図が、障害者福祉予算のコントロールにあることは、多くの関係者にとっては周知の事実です。

例えば、障害程度区分や応益負担等のシステムによって、利用者にとってサービスを利用するハードルが

高くなってしまい、サービス利用を困難にしています。また、福祉サービス事業への公費負担の削減は、サービス事業所の職員の定員削減や給与削減、正規雇用ではなくパート職員の増加等をもたらし、その結果として地域における安定的なサービスの実施を困難にしています。

私は、障害程度区分も応益負担も極めて非常識なシステムであると思っています。なぜ非常識なシステムなのか、その理由を説明しると言われれば、人類が長い歴史をかけて培ってきた福祉理念や、現在の障害者福祉の国際的な標準、或いは、もっと大きな文脈で言えば、市民権や社会権という人権規範という視点から、その非常識さを多くの証拠を示しながら説明することができると思いますが、時間の制約があるので、今日はこの話にこれ以上立ち入ることはしません。

ただ、障害者自立支援法に象徴される現在の日本の障害者福祉政策、その背景にある社会福祉を含めた日本の社会政策の問題状況を表現するために、多くの言葉はそれほど必要ないと、私は考えています。つまり、現在、私たちが置かれている問題状況を一言で言うと、「本来、政治的取引やコスト計算の対象にしてはならないはずの基本的な人権や社会的権利というものが、まさに政治的取引やコスト計算の対象にされてしまっている異常事態」であると言えると思います。

2 暮らしのニーズをめぐる問題状況

この異常事態を具体的に指摘する最も直接的で、最も説得力のある証拠は、障害を持ちながら暮らしている一人ひとりの障害者の生活実態であると思います。ですから、できれば、今日は当事者の方がたくさん参加しておられますので、のちほど皆さんから生の声を聞かせていただければと思うのですが、ここでは大雑把に障害を持つ方が地域で暮らす時の基本的な3つのニーズについての問題状況を見ておきたいと思います。

一つは、この資本主義社会で暮らしていくために不可欠なお金という要素、ここには年金や手当、生活保護などの所得保障の制度とともに、お金を稼ぐための就労も含まれますし、また、福祉サービスに係る費用負担という問題も入ります。二つ目は住まいです。住まいは、夜露をしのぎ寝起きをするという物理的な場所であると同時に、また、親密な人との愛情を育んだり、ケアし合う(配慮し合う、気に掛け合う)場所でもあります。このお金と住まいという二つの要素は障害を持っていようがまいが、市民が地域生活を送る上で不可欠な要素でしょう。このお金と住まいに加えて、障害者に固有の基本的なニーズとしては、介助があります(ここで医療的なケアも介助に含めておきます)。

(1) 経済的ニーズをめぐる問題状況

先ず、全国的なデータを見ておきたいと思います。2年位前にDPI日本会議が実施した全国調査のデータです(グラフ1)。このグラフで見ると、月に10万円未満で生活されている方が4割くらいで、15万円未満で生活されている方が6割くらいを占めます。

もうひとつ経済的なデータですが、障害者センター調査(NPO 法人大阪障害者センター障害者生活システム研究会による「障害者自立支援法のサービス利用に関する全国影響調査」2006年10月)では、生計中心者、これはいわば一家の大黒柱ですね。障害者本人が一家の大黒柱の世帯では年収150万円未満が80%くらいを占めます。また、障害者の保護者が一家の大黒柱であったとしても、約50%の世帯が年収300万円未満を占めています。

なぜ障害者の世帯が低所得なのかというと、就労保障が十分ではなく、賃金収入が制限されていることに加えて、それを補う障害基礎年金とか手当など各種所得保障の水準が極めて低く抑えられているという要因があると思います。

では、この所得と深く関わる就労について見ておきたいと思います。

これも全国のデータですが、賃金・工賃の平均月額を見ると、一般雇用では、身体障害者が約25万円、知的障害者が約12万円、精神障害者が約15万円となっており、一般労働者の平均月額との割合では、身体障害者は約89%、知的障害者は約43%、精神障害者は約54%となっています(グラフ2)。また、福祉工場においては、身体障害者が約19万円、知的障害者が約9万6千円、精神障害者が8万円となっており、さらに福祉的就労の場である授産施設を見ると、身体障害者が約2万2千円、知的障害者が1万2千円、精神障害者が1万3千円となっています。

因みに道内の福祉的就労における、三障害の1ヶ月の平均賃金は15,305円(表2)です。

これらのことから、障害者の勤労収入は一般労働者に比べて極めて低水準であるとともに、障害種別による格差、雇用形態(一般雇用・福祉的就労)による格差が顕著であり、殊に福祉的就労における賃金水準は著しく低い状態にあることが分かります。

(2)住まいをめぐる問題状況

二つ目の地域生活を支える基本的要素である住居ですが、よく言われるように、今まで北海道の障害者福祉施策は入所型施設へ大きく依存してきました。北海道の人口当たり入所施設定員は、全国の2倍近い水準です。

北海道において入所型施設への依存体質がうみだされてきた理由は地域特性等も含めて、さまざまにありますが、いずれにしても施設が数多く作られてきたということは、当然、そこに多くの障害者が入所させられてきたということです。言葉を換えて言えば、障害者が一般の地域社会から施設へ追いやられてきたという事実を意味しています。さらに言葉を換えて言えば、この障害者が地域から施設へ追いやられるということは、地域から障害者がいなくなることを意味します。つまり、多くの障害者が一般の社会から障害者施設に送り込まれるということは、社会的に障害者が見えなくなる、存在しなくなる、ということです。ですから、例えば、イギリスの障害者運動では、障害者が施設へ入所することは、障害者にとって「社会的な死 social death」であると表現しました。

このような北海道の障害者福祉における施設依存体質を改善するために、現在、道においても障害福祉計画のスローガンに掲げられたように「希望するすべての人が地域生活をおくることができること」を目標に、地域移行の施策を進めています。

施設から地域への移行とは、言うまでもありませんが、単に住む場所が施設から地域へ変わることを意味しません。そもそも、多くの障害者が施設へ入所せざるを得なかった理由は、端的に言うと地域社会が障害者を排除してきたからです。それは直接的で積極的な排除ではなかったとしても、障害者やその家族が地域生活を送る上で必要不可欠な支援を十分保障できてこなかったことによって、いわば間接的に、或いは不作為の結果として、障害者は地域から施設へ送り込まれてきたわけです。

このように考えると、もし、これから再び障害者が施設から地域へ出て行こうとすると、その出て行く先の地域は、以前、障害者を排除した地域のままであってはならないわけです。障害者が施設から出て、行き着く先の地域は、障害者を受け入れる地域でなければならないわけで、つまり、障害者の地域移行の前提には、地域の変革、具体的に言うと、障害者を排除した地域から、障害者を地域のメンバーとして受け入れる地域への変革が必要です。その意味で、地域移行とは新しい地域づくりを意味することでもあるわけです。

地域移行を懸念する声としてよく聞こえてくるのは、「施設から地域へ移行しようとしても、地域に受け皿、資源が不足している」という声です。確かに、そのとおりだと思います。実際、地域に障害者を支えるサービス資源が不足している状況で、施設から地域に出て行こうとするのは、無謀なことで、障害者本人やその家族、施設職員にとっては、不安でしかたないというのは、私たちも共感をもって想像できることだと思います。

しかし、後でも少し触れますが、北海道のそれぞれの地域において、なぜ、そもそも、障害者を支えるサービス資源が少ないのか、ということを考えれば、それは、北海道の障害者福祉が施設に依存してきたからだ、ということができます。つまり、多くの障害者が地域から施設へおいやられてきた、その結果、地域には障害者が存在しなくなってきた、地域に障害者が存在しない以上、障害者を支えるサービス資源を地域に用意する必要がない、というわけです。さらに、もし、その地域のある家庭に障害を持った子供が生まれたり、家族の誰かが事故や病気で障害を持ったとしても、その地域にはサービス資源が用意されていないわけですから、やはり、遠方の施設に入所せざるを得なくなるという、つまり悪循環ですね。ですから、地域移行という政策実践は、この悪循環を断ち切ることだと考えます。

(3) 介助ニーズをめぐる問題状況

三つ目の基本的ニーズは、障害者に固有のニーズである介助についてです。介助が生活において不可欠な障害者にとって、地域の中で質の高い介助を、必要な時間、確保できるか否かが、その地域生活の安定性や継続性を、ひいては市民としてのさまざまな権利の実現を左右するということは言うまでもありません。必要な量の質の高い介助の整備は、障害者の地域生活の基本的条件です。

まず、介助の量の保障についてですが、日本において、そして、ここ北海道においても、1970年代以降、障害者たちは必要な量の介助の獲得に向けて長い時間をかけて取り組んできました。80年代の半ばから、都市部を中心に介助資源が整備されはじめ、90年代半ばから後半にかけて、数少ない事例ではありますが、1日24時間の介助を保障する自治体も現れ始めました。

そして、地域生活をおくる知的障害者や精神障害者の介助施策も、1990年の法改正によるホームヘルプ事業の制度化、さらに2003年の支援費制度の導入によって、少しずつ整備されてきました。

しかし、障害者自立支援法の施行によって、このような先進的な自治体においてようやく芽生え始めた長時間介助の確保に向けた取り組みはもろくも崩れようとしています。

その原因は、障害者自立支援法に、介助サービスの利用を抑え込む仕組みが幾つか組み込まれたからです。つまり、障害程度区分というシステムとそれに連動する国庫補助金の分配基準や事業所の報酬単価基準、さらに応益負担という利用者の費用負担のシステム等です。

また、障害者自立支援法では重度訪問介護の対象から知的障害や精神障害を持つ方たちが対象外とされ、多くの場合、居宅内では家事援助しか受けられず、見守りや寄り添いといった長時間介助が保障されないという状況が起こっています。そして、この重度訪問介護や重度障害者等包括支援という、本来であれば長時間介助を保障すべき仕組みが、報酬単価が低く設定されていることによって、十分に機能していない現状があります。

介助の量に関しては、その他にもグループホームやケアホームを利用している人々が障害程度区分によってヘルパーの活用を制限されたり、夜間介助が十分に保障されない等、知的障害者・精神障害者の地域生活の安定性や継続性を阻害している状況があります。

一方、介助の質や内容についてですが、これも、70年代以降の障害者運動が継続的に取り組んできた重要な課題の一つです。障害者運動が介助において、何を求めてきたのか、ということ簡単に言うと、二つの点に整理できると思います。まず、一つ目は先ほど、お話ししたように、必要な介助の量をきちんと公的に保障させることです。そして、もう一つは、介助の内容や質を障害者自身がコントロールすることでした。つまり、それは介助における自己決定・自己選択・自己管理ということでした。日常生活のいろいろな場面において、介助が必要な障害者が、自分に必要な介助の内容を自分でコントロールできないことは、その障害者が自分の生活を自分でコントロールできないことを意味します。

多くの障害者たちは、この介助の内容を自分でコントロールできないことの不自由さ、抑圧性を、施設や病院

生活の中で体験してきました。だからこそ、介助における障害者自身の主体性・自己決定権を主張してきました。これは海外の障害者運動も同じです。

この介助の質や内容については、もちろん、先ず、個々の介助者の技術と資質の問題があります。つまり、障害者が本当に必要とする介助技術を介助者が持っているかどうか、ということ、そして、障害者の介助における自己決定や主体性を尊重する倫理観を介助者が持っているかどうかということです。

そこには、介助者を養成する教育の問題とその教育をささえる制度の問題があります。例えば、道内においても、介助技術の問題で緊急課題となっているのは、医療的ケアの問題です。2003年にALS患者の在宅療養において、痰の吸引行為をヘルパーに容認する見解が厚生労働省から示されましたが、ヘルパー事業所は責任問題があるためやりたがらない状況にあります。だからといって、この痰の吸引を訪問看護で対応しようとしても、滞在時間が30分等の縛りがある訪問看護ではいつ起きるかわからない痰詰まりに対応できません。

看護の量が足りず、介助でも対応できないとなると、家族がずっと付き添うか、病院や施設に入所するか、という二つの選択肢しか残されていないわけです。この医療的ケアの問題はもちろん、ALSの患者さんだけに限った問題ではなく、また、痰の吸引に限定した問題でもありません。人工呼吸器や栄養チューブを使っている児童・成人の方たちすべてに共通する問題です。

このような問題は、一方で、介助者の技術の問題であるとも言えますが、他方ではやはり制度によって作り出されている問題で有るとも言えます。他にも介助に関する制度そのものが創り出している問題がいくつもあります。例えば、介助の「使途制限」という問題です。介助の使途とは介助の使い道であり、行政がこの介助の使い道を、言い換えれば、介助の内容に一定の制限を定めていることの問題があります。

例えば移動介助などは、象徴的な例です。通勤・通学という日常的に反復される移動に対して、移動介助を使ってはいけない、とか、特定の娯楽施設やお酒を飲む場所に行くことに関して移動介助を使ってはいけない、という移動介助の使い道の制限が、いったい、何のために必要なのか、私には理解できません。通勤に移動介助が使えないということが、障害者の就労において如何に大きなバリアになっているかは、DPIの集まりでも何度も指摘されてきました。また、お酒を飲みに行くのに移動介助を使うな、という規則などは、一市民に対して失礼だという次元を乗り越えて、障害者を成人の市民として見ていないことであり、人権侵害であると言って過言ではないと思います。

以上、お金、住居、介助という、地域生活に不可欠な基本的なニーズについて大雑把にその課題をお話しましたが、これら以外にも、移動や社会参加に関しては、建物や交通機関へのアクセスに関する問題、交通費の助成金問題、医療については精神障害者の通院費の問題、病院や診療所における聴覚・視覚障害者、知的障害者へのコミュニケーション保障の問題、雇用・就労支援や教育をめぐる問題、身近な市町村における権利擁護の問題、そして、地域住民に対する福祉教育の問題など、障害者が安定した地域生活を送るために必要な要素は多次元・多岐にわたっており、それぞれに検討を要する課題を抱えています。

(4)北海道の地域特性と障害者支援の課題

少し、北海道に焦点を絞ってみますと、ここ北海道における地域生活保障の施策やサービスは、北海道の地域特性というものを背景にして、より大きな課題を抱えていると考えます。

多くは道民である皆さんに改めてご説明するまでもありませんが、北海道の冬の長い期間の寒冷・積雪という気候的条件、そして何よりも東北地方の6つの県の広さに匹敵する広域という地域特性は、本州の自治体における地域生活支援よりも、大きな規模で、そして丁寧な目配りを必要としますが、反面、北海道のもう一つの地域特性である群部の過疎化の進行や地域経済の低迷という事態が、道内市町村の財政問題を悪化させて、市町村の行政機能を弱めています。

特に、それぞれの地域特性に応じて実施される市町村の地域生活支援事業は、障害者の暮らしにとって不可欠な事業メニューを抱えながらも、国の義務的経費から外れたことによって、それぞれの市町村の財政事情を反映させながら、地域間の事業メニュー格差を生み出しています。

例えば、道内 180 市町村における地域生活支援事業の主なメニューの内、実施率に顕著な差があるものを見ると、必須事業のコミュニケーション支援事業の実施率が 50%程度、移動支援事業が 70%程度、地域活動支援センター事業が 40%程度と低調であり、さらに任意事業においては、日中一時支援事業がかるうじて約 5 割の実施率を保っている他は、0%から 40%弱の範囲の実施にとどまっています(表 1)。

以上、障害者福祉の問題を見てきましたが、このような問題状況は、障害者福祉だけに限定される問題ではありません。社会的に弱い立場に置かれる人々の命と暮らしを支える社会保障や医療保障に関わる政策動向を見ると、先ほど申しましたように、現在、全体として、異常事態に置かれている、と私は考えます。年金や生活保護、高齢者の福祉、高齢者・障害者に対する医療政策等、すべてにおいて、この異常事態は進行しつつあると言えます。

おそらく、もし、私たちがこのような問題状況を異常な事態なんだと訴え、その改善を求めていこうとするなら、様々な分野の個々の制度やサービスメニューのひとつひとつの問題を批判的に検証し、その改善策を求めていくだけではなく(これももちろん重要なことではありますが)根本的な議論をしていく必要があるだろうと思います。

私は、最近、あちこちで「連帯の規範」という言葉を使って、お話をするんですが、なぜ「連帯の規範」なんて、日常あまり聞き慣れない言葉を使うかと言うと、先ほど言いましたように、人々の命や暮らしに関わる基本的人権、社会的権利が効率的なコスト計算の対象になってしまっている異常事態を根本的に見直すためには、この異常事態を問題として浮かび上がらせ、それがなぜ問題なのかを照らし出すための価値観、つまり、規範というものが必要なんだと思うからです。高齢者や障害者を切り捨てていかに、包み込んでいく「社会連帯」を実現していくために、私たちは一体、どのような価値観や規範をつくりだし、それを共有していく必要があるのか、現在の異常事態が、私たちに問いかけているテーマを一言で言うと、こういうことなんだと考えています。

一昨年(2019)の年末、この社会連帯のための新しい規範が国連によって示されました。「障害者の権利条約」です。この権利条約については、ここ北海道でも、DPI や JDF のフォーラムやシンポジウムでも何度か報告され、議論されてきました。

権利条約は、障害者を包み込んだ社会連帯を実現していくための、新しい価値観、規範になります。特に、この条約で明記された「合理的配慮」という規範、私は、これを「合理的配慮」というところで止めずに、「合理的配慮義務」と、義務という言葉をくっつけることが重要だと考えているんですが、とにかく、この合理的配慮という規範は、障害者の生活のあらゆる分野に関わる法律や制度、そして、実際の具体的な個々のサービスを、効率的なコストという基準ではなく、社会連帯という視点から根本的に見直していくひとつの基準になり得ると思いますし、そうすべきだと考えます。

3 「北海道条例」の意義と策定に向けての課題

この権利条約が明確に示した新しい規範を日本の国内の法制度に忠実に反映させるためには、大きく二つの作業が必要です。一つは既存の国内法一つ一つの改定の作業であり、もう一つは障害者の権利を明確に位置づけた実効性のある(実際に効果がある)法制度の策定です。後者はつまり、障害者差別禁止法の策定に向けた取り組みです。

しかし、権利条約の規範を国内の隅々にまで反映させていくためには、このような国家法を改善したり、新し

く作ったりするだけでは十分ではありません。障害者の人権をめぐる問題を丁寧に掘り起こし、具体的に解決していくためには、障害者の生活により身近な地方自治体のレベルにおいて、障害者の人権を擁護する法令が不可欠です。

身近な自治体が国の法律とは別に定める法律を「条例」といいます。条例は国の法律より下に位置づけられますが、これは立派な自治体独自の法律です。国の法律がまったく規制していない領域や、或いは最小限の規制しかしていない領域において、地方自治体は条例によって独自の規則をつくることができますが、最近では、地方分権に関する法律(地方分権一括法 2000 年)が制定されるなど、地方分権改革の進展によって、地方自治体の自主的な政策形成に対する期待が高まってきています。このような期待の中で、地方自治体が地域住民の生活を守るため、自主的に政策をつくり、それを実現していく一つの有力な手段として、条例制定権を積極的に活用していこうという機運も高まりつつあるといえます。

このような、自治体の主体的で自律的な政治展開という意味においても、北海道が千葉県の実験的な自治体条例に続いて、障害者の暮らしを支えるための独自の条例をつくらせよう動き始めたことは、大変、意義のあることだと考えます。

今日、この後のシンポジウムで、この障害者の暮らしやすさを実現していくための北海道条例についてそれぞれの立場から議論や提案をいただくわけですが、最後に、この北海道条例をめぐる議論の論点となりそうなものについて、お話をさせていただきます。

この障害者の暮らしやすさをつくりだすための北海道条例の策定に向けて、何を議論すべきか、という点、つまり論点というのは、簡単に言うと、次の 4 点 + 1 点、あわせて、5 つの論点にまとまるだろうと思います。

4 点というのは、誰が(責務)、誰の(対象)、どのような暮らしづらさを、どのような仕組みで解決していくのか(システム、事前・事後、実効性)という 4 点です。この 4 点とプラスもう 1 点、つまり、この条例を、どのように作っていくのか(策定過程)というあわせて 5 つのポイントをめぐる議論が必要だと考えます。

まず、最初の「誰が」というのは、この新しい条例によって規制される人々であり、この条例に規定された内容を守らなければならない人々、或いは、この条例に決められたことを実行する責任を負う人々です。ここには、官、つまり行政、民、民間の企業や事業者、そして、私(わたくし)、当事者や一般市民が含まれると思いますが、この官民私それぞれ、どのような役割を分かち合いながら、障害者の暮らしやすさを共に創り出していくのか、という議論が必要だと思います。

次に、2 つ目の「誰の暮らしづらさを解決するのか」という際の「誰の」に当たるポイントです。これはもちろん、「障害者」ではないか、と思われるかもしれませんが、しかし、この「障害者」という概念、カテゴリーは、その時代時代の政治状況によって流動的です。例えば、この障害者というカテゴリーを、自立支援法の障害程度区分のような医学モデル的な基準によって、決めてしまうのか、それとも、支援の必要性(ニーズ)を基準として考えるのか、或いは社会的差別を被る危険性のある人々を幅広く包み込むのか。このように「障害者とは誰か」というテーマをめぐる議論には、論ずる者たちの政治的立場が反映され、簡単には決着のつかないテーマです。

因みに、千葉県の条例では、「障害者基本法による 3 障害(身体障害、知的障害、精神障害)に加え、法律等で定義されている発達障害と高次脳機能障害を含める」とされています。当初はもっと幅の広い定義でしたが、結果として、このような形になりました。

さらに参考までに、申しますと、世界で初めての包括的な障害者差別禁止法であるアメリカの ADA という法律では、「障害者」を次のように定義づけています。

人の主要な生活活動の1つ以上を著しく制限する身体的または精神的機能障(impairment)があること
機能障害の経歴(record)があること

そのような機能障害を持つと見なされること…以上の1つ以上の要件に該当すれば障害者として認定する(ADA3条(2))。

このように、私たちが障害者の生活にかかわる条例を議論していく際に、「障害者」とは誰か、という点をもう一度確認していく必要があると思います。

この障害者とはどのような人々なのかについての議論は、おそらく3つ目のポイントである「障害者の暮らしづらさとは何か」という問題、もう少し掘り下げて言えば、この「障害者の暮らしづらさ」を創り出していくものとは何か、という問いと重なります。

障害者運動は、この障害者の暮らしづらさを社会モデルという視点で捉えることを主張してきました。つまり障害者の暮らしづらさは、障害者自身もっている機能的障害のせいではなく、障害者を取り巻いている社会的環境がつくりだしている、という考え方です。

なぜ、社会環境は、障害者の暮らしづらさをづくりだしているのかというと、私たちが暮らしている社会環境は、この社会の多数派を占める健常者の心身機能に合わせてデザインされているからです。言い換えれば、この社会は「健常者に配慮された社会」であるということです。

このように、健常者の心身に合わせてつくられた社会、「健常者に配慮された社会」で、健常者とは異なった心身機能を持つ障害者が暮らしやすいはずがありません。つまり、障害者の暮らしづらさの多くは、健常者の身体に配慮した社会環境、つまり、障害者には配慮されていない環境によってつくられ続けてきた。だから、社会は、障害者をその社会の一員として認知するのなら、今まで、配慮されてこなかった障害者に対して配慮をする必要がある、というわけです。国連の障害者の権利条約が障害者への合理的配慮を求め、また、合理的配慮の欠如(つまり、合理的配慮をしないこと)を障害者に対する差別である、と明記しているのは、このような認識に基づくからです。

この合理的配慮をどのような範囲で(教育や福祉・医療、労働、商品・サービス、建物、公共交通機関、情報サービス、さらには、近隣の間人間関係に至るまで)、どの程度まで求めるのか、ということをめぐる具体的な議論が、障害者の暮らしづらさを取り除いていこうとする実践の第一歩として不可欠だと考えます。

4つ目の「どのような仕組みで」障害者の暮らしづらさを取り除いていくのかという論点は、より実践的な仕組みづくりのポイントです。私たちが求める条例を、単に理念を列挙したスローガンのような条例ではなく、本当に、障害者の暮らしづらさの解決において効果のある条例にするためには、ここの議論も大変重要です。

大きく分けると二つの仕組みが必要だと思います。一つは暮らしづらさを作り出さないための仕組み、いわば、予防的な仕組みです。そして、もう一つは、もし、個々の障害者が暮らしづらさを抱えた場合、それを具体的にどのように解決していくのか、という問題解決の仕組みです。このような問題発生を防止する仕組みと問題が発生した後にそれを解決する仕組みを、どこに、どのように作り、それらをどのように組み合わせて活用していくのか、という具体的な議論が必要です。

たとえば、千葉県では、地域の相談活動の担い手として、それぞれの地域に身近な相談員と広域の専門職員を配置したり、知事の付属機関として障害者の相談に関する調整委員会を設置したり、当事者をはじめとしてさまざまな関係者が障害者の暮らしやすい社会をつくるための知恵を出し合う推進会議というものを設置したりと、身近な市町村から県の中央に至るまで、重層的な仕組みを作っています。

このような千葉県などの先駆的な事例に学びながら、実効性のある、暮らしやすさを作り出す、あるいは暮らしづらさを取り除く仕組みを考えていく必要があると思います。

そして、最後に、プラス1の5つ目のポイントですが、それは、このような障害者やその関係にとって大変意義のある条例を、どのように作っていくのか、という条例策定過程に関する議論も合わせて必要だろうと思います。

障害者の暮らしの実情に照らして、本当に効果のある条例をつくっていくためには、どのような作業が必要なのか、ということ話し合うところから、条例づくりは始まるのだと思います。例えば、障害者の暮らしやすさを作り出すことを目的とするのなら、まず、障害者が現在抱え込まれている暮らしづらさとは、どういうものなのかを知る必要があります。

そのための実態調査や聞き取り調査(千葉県では条例作成に際して、県内の障害者やその家族から差別を受けた経験事例を約800件集め分析をしたと聞いています)が必要でしょうし、また、障害者やその家族、当事者団体や支援者等を対象とした公聴会やヒアリング、あるいは研究会、そして、広く道民の意見を集めるためのタウンミーティングや、例えば道のホームページからのパブリック・コメントの募集、そして、今日のようなシンポジウムや公開討論会など、さまざまな意見や情報を広く集めて、官民が協力して条例づくりに取り組んでいく必要があると考えます。

以上、大変雑駁ですが、障害者の暮らしと、自治体条例の策定に向けた課題についてお話をさせていただきました。また、後ほどのシンポジウムでそれぞれのシンポジストから、また、会場の皆さんから具体的なご意見をお聞かせいただければと思います。

私の話はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

シンポジウム

「障害児・者が暮らしやすい北海道づくりを進めるため」

シンポジスト	北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長	中野孝浩氏
	北海道議会議員(自民党・道民会議)	清水誠一氏
	北海道議会議員(民主党・道民連合)	林大記氏
	北海道議会議員(公明党)	佐藤英道氏
	北海道議会議員(日本共産党)	花岡ヨリ子氏
コメンテーター	北星学園大学社会福祉学部教授	田中耕一郎氏
コーディネーター	DPI北海道ブロック会議議長	西村正樹



西村

これから3時間程度になりますが、「障害があっても暮らしやすい北海道づくりを考えるフォーラム」のシンポジウム「障害児・者が暮らしやすい北海道づくりを進めるために」を始めます。

シンポジストの皆様につきましては、資料の3ページにそれぞれご紹介文を載せておりますが、この後、それぞれ、ご発言をいただきますので、その中でも若干自己紹介を含めてお話をいただければと思います。

本日のシンポジウムでは、先程の田中先生の講演にもありましたように、北海道では障害福祉計画の中で、希望するすべての人、障害者が地域で暮らせる社会づくりをめざしていくという、様々な施策が展開されてきています。一方、北海道議会では、障害のある子どもや大人が受けている差別や不利益を解消し、暮らしやすい北海道づくりを進めるための議論が、今、まさに始まっています。

そうした中で、本日のシンポジウムを開催するわけですが、先程、田中先生からお話のあったいくつかの論点も含めて全体での議論をしていきたいと思っています。

最初に、この後、北海道障害者保健福祉課の中野課長から、現在北海道の福祉政策がどのような理念を

持って、どのような現状で進めているのかをお話をさせていただきたいと思っています。

そして、続きまして、清水先生、林先生、佐藤先生、花岡先生からは、それぞれの会派、あるいは党の中で現在検討している、障害者が暮らしやすい北海道づくりを進めるための条例であるとか、個別の課題などや、障害施策の全体的なことも含めてお話を頂戴したいと思っています。そうした発言を頂戴した後に田中先生から、そこまで全体の論点、あるいは課題などについてまとめていただこうと思います。その後に若干休憩を取りたいと思っています。その休憩時間に、皆さんの封筒には、ご案内のように質問用紙をお配りしていますので、受付まで提出していただきたいと思っています。時間の制限はありますが、出来るだけいただいたご質問やご意見は議論に反映していきたいと思っていますし、状況によりましてはフロアからの発言も交えながら、暮らしやすい北海道づくりを進めるための当事者としての意見表明をしていただければと思っています。

その後、それらの意見を受けて全体のディスカッションをし、最後にそれぞれの立場からまとめと今後の課題ということでご発言をお願いして、終了したいと思っています。

まず中野課長から道の障害福祉政策の理念と、現状と課題という視点からお話をさせていただきたいと思いますが、関連する資料につきましては17ページから掲載してします。

では、よろしくお願いいたします。

中野



プロフィール

大阪府出身。1995年厚生労働省に採用される。大臣官房総務課、医政局総務課、同指導課、環境省(出向)、老健局振興課などを経て昨年6月から現職である北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課長を務めている。障害者福祉関連の経験は現職がはじめて。

北海道障害者保健福祉課の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は今の職について1年になるのですが、先程田中先生のお話にもあった積雪寒冷とか、広域分散といった不利な条件下にあるにも関わらず、今日の会場の方々もそうですが、熱心に取り組んでおられる方がたくさんおられます。そうした方々に支えられながら、今、道としましては、障害者保健福祉施策として、様々な取り組みを進めているところです。

そうした道の障害者保健福祉に関する取り組みについて、限られた時間ではありますが、ご説明をさせていただければと思います。

資料の17ページをご覧ください。先程田中先生のお話にもありましたとおり、北海道としては、「希望するすべての方々が地域で暮らせる社会づくり」をめざしているところで、こうした観点から、昨年3月、田中先生に座長になっていただきましてご検討いただき、障害者自立支援法に基づく、北海道障害福祉計画が制定されました。17ページの下半分のところに載っておりますが、昨年制定されたばかりではありますが、来年4月には第2期の障害福祉計画を作らないといけないという状況になっています。ご承知のように自立支援法にはいろいろなことがありました。現場もいろいろと混乱しているということもお聞きしています。こうした現状も踏まえまして、より良い形で自立支援法を運用していくという観点で、今いろいろな方々のご意見を伺いながら次期障が

い福祉計画策定に向けた検討を進めているところです。

現在の状況ですが、まず施設入所者の方々の意向調査として、どのような暮らしをしたいか伺いました。この調査に先だって全道各地を回って、地域で暮らすとはどういうことかという意見交換もさせていただきました。それら当事者の皆様のご意向を踏まえ、調査結果を8月中に取りまとめ、新しい障害者福祉計画の策定指針というものを示すということになっています。これは道が各市町村にお示しをして、市町村が新しい障害者福祉計画を作る際の参考になるというものであります。それを基に、今年の秋ぐらいからタウンミーティングを開催し、事業者の方々や当事者の方々からご意見を頂戴し、そうした作業を経まして、来年の3月に新しい障害者福祉計画を作るということになっています。その障害者福祉計画を作るにあたりまして、前回と同じように計画策定専門委員会を作ることになりますが、当然、この策定委員会の中には当事者の方々にも入っていただくことになります。北海道としても当事者参画を保障するというところで取り組んでいるところです。

資料の19ページをご覧ください。障害者自立支援法の復習になりますが、過去の歴史を振り返れば「施設」というものは、何も障害者を支える資源がなかった時代から、障害者を支える重要な役割を果たしてきたところであり、国際障害者年で「完全参加と平等」ということが言われ、また、先程のお話にもありました障害者権利条約も署名された、という時代の流れを受けまして、地域で普通に暮らしたいという障害者の方々の声に応えるシステムが必要になってきており、これまで入所施設が果たしてきた「機能」、これは図にも書いていますが、住まいの機能、日中活動の機能、社会参加の機能などを、これまでは、施設において、いわば「定食のメニュー」のように決められたものを提供していた。それが、「地域で普通に暮らしたい」という障害者を支えるシステムにするには、地域社会の様々な資源を障害者の方が選択をするというような仕組みを構築する必要があるということであり、こういう仕組みづくりは自立支援法の大きなポイントの1つになるかと思えます。

次に、道としての取り組みの視点についてですが、18ページの下の図をご覧ください。

基金事業というものを有効に活用しながら、地域の基盤を整備しようということもありますが、最も重要なポイントは、2つめの「地域づくり」です。それを推進するには「ネットワーク」をつくること、すなわち、連携・協働を図り、地域の様々な方々、公式なサービス以外にもいろいろなインフォーマルな取り組みをされている方がいらっしゃると思えますが、そうした方々が連携して障害者の方々を支えるという視点が最も重要だと思います。先程の田中先生のお話の中にも施設入所が北海道のこれまでの障害福祉の中心になってきた歴史があるので、北海道の多くの地域では障害者を支える地域資源がないとありましたが、そうした資源を地域に創るためには、障害者も高齢者も子どもも一体的に支援する「共生型サービス」という新しい取組の視点を提案させていただいています。

次に、資料の19ページをご覧ください。公的な制度、例えば、自立支援法のサービス事業だけではなく、インフォーマルサービスを含めた様々な方々が一体となって障害のある方々の暮らしを地域で支える。その中心になってくるのが市町村です。そこを広域的、専門的に支援するのが道であるということになります。

その下の表に、地域移行に向けた検討課題ということで、大きく3つに分けて整理をしています。

ひとつは「地域の受け入れ環境の整備」、それから「相談支援体制」や「サービス」が必要になってきます。それから「働く」ということが必要になってくる。また、それだけではなく、北海道の場合は歴史的な背景もあって約1万2千人の方が施設に入っておられるのですが、そうした現状も踏まえ、それらの方々をどうやって希望する地域へ移っていただくかということがポイントになります。こうした観点から「地域移行システムの確立」という柱を立て、まずは「どのような生活をしたいのか」ということで、施設に入っている方々のご希望を聞かないといけない。これは単純にお聞きすればいいというものではなく、施設に暮らしている方は施設での生活が長いので、地域生活の想像すら出来ないという方も中にはおられるので、地域生活の意味をご説明して、ご判断いただくことになります。イメージがわいた後でも、実際に地域生活しないと分からないということがありますから、地域生活を体験するシステムづくりも必要です。こうした観点から、地域移行システムの確立に向け、全

体的に検討する必要があるということで、いま北海道でもモデル事業的な取り組みをしているところです。最後に、「地域移行後の施設機能の検討」です。これは、今後、地域生活移行が進み、地域生活を支える状況が大きく変化する中で、どうするのかということを検討しなければならないという重要な課題です。

次に、資料の 20 ページですが、道の取り組みについて 4 つの柱、すなわち「相談支援体制の確立」、「サービス基盤の整備」、「就労支援の強化」、「地域移行システムの確立」ということでまとめております。この 4 つが次の障害福祉計画の策定に向けての大きな施策の柱になります。

まず、「サービス基盤の確保」についてですが、地域活動支援センターとかホームヘルプなどの取り組みを進めるのは当然ですが、新しい視点として、障害者のみではなく、老人も子どもも一体的に支援をする「共生型サービス」という提案をしています。障害者を支援するための資源について、地域にはなかなかないという話はよく聞きます。しかし、実際には、何も資源がないわけではなくて、例えば、高齢者用のデイサービスセンターなど高齢者関係の資源は介護保険導入でかなり整っています。そこで、「高齢者に対する地域資源」というものを障害者の方にも活用していただくことは出来ないということで、例えば、介護保険のデイサービスセンターと障害者の地域活動支援センターの併用とか、あるいは、「住まい」であれば高齢者のグループホームを障害者と一緒に使うことは出来ないだろうかという視点です。障害者だけでは定員の確保が難しいという地域であっても、高齢者と障害者について一緒にサービスを提供することによって、より身近な地域においてサービスを提供しやすくなると思います。21 ページのとおり、こうした共生型によるサービス提供によって、広域分散の北海道の不利な点を解消できるのではないかと思っています。例えば、通う距離が短くなれば、移送の負担も軽減します。北海道は熱心な事業者の方々が多いと申し上げましたが、例えば、釧路では、サービス提供の対象者について、生活保護受給者の方にも広げるなど、より広い形で共生型事業を先駆的に取り組んでおられる方もおられますから、そうした取り組みを全道に広げることが出来ないかと思っています。

次に、23 ページをご覧ください。ここからは相談支援体制についてです。地域で暮らすには、何かあったときに必ず相談できる体制を整備することが重要です。施設にいれば、何かあれば、必ず誰かが来てくれますが、そうした機能を地域にいても確保できるようにしなければなりません。そのため、まずは最も身近な自治体である市町村に相談支援の基盤を作る必要がある。北海道の場合、14 圏域に道の圏域相談支援センターがあるわけですが、そういう機能をより身近な地域に移行させていくことが求められています。求められる機能としては、ワンストップ相談窓口、つまり、すぐに相談できる窓口を設置し、そこで相談を受けた上でニーズを把握し、必要な資源につなぎ、事後のフォローもする。また、そうした相談に応じて必要な資源につなぐためには、地域で様々な取り組みをされている方をしっかりと把握し、ネットワーク化をすることが必要です。ですから、相談窓口は地域の総合相談コーディネーターとしての役割を果たしていただく。しかも、フォーマルなサービスだけでなく、インフォーマルも含めてです。例えば、「見守り」ということでいうと、新聞配達の方や郵便配達の方に協力を求めることも考えられますし、ボランティアの方もいる。そうした様々な方々が地域で連携をして障害者の方々を支える。制度外の方々も含めて支えることを進めるためには、市町村の相談支援の拠点が総合コーディネーターの役割を果たすという視点が重要だと思っています。その連携のネットワークが、「地域自立支援協議会」です。この協議会は、単に形式的に集まるだけでは意味がなく、地域の障害者の方々を支える機能を実際に、果たすことが重要となります。いまのところ、180 の市町村のうち 130 の市町村しか出来ていませんが、130 の市町村の中でもしっかりと機能するところはまだまだなかなか少ないというのが現状だと思います。そこで、まずは自立支援協議会をすべての市町村、つまり、180 に増やすということと、協議会の実質的な中身についてもきちんと機能を果たすようにしていくことの双方が求められているといえます。

次に 24 ページをご覧ください。就労支援についてです。働くということはいろいろな意味で重要になってきます。すなわち、所得の確保ということのほか、生きがいを得るという意味でも重要な役割を果たしています。就労支援の取組として、「一般就労の促進」と「福祉的就労の底上げ」を車の両輪として取り組んでいます。

まず、一般就労の促進に向けた取り組みとして、障害者就業・生活支援センターなどを核とした「就労支援ネットワークの構築」があります。さきほど地域支援体制の構築について「関係者間の連携」がキーワードになるとお話をしましたが、就労支援についても同様です。具体的には、24 ページの下に紹介していますが、市町村、特別支援学校、ハローワークなどそれぞれ得意な「情報」というのがあります。ハローワークなら企業の求人の情報を持っている。特別支援学校なら就労を希望する個人の情報を持っている。市町村ならば、福祉事業所などの情報を持っていますし、特に行政機関として中立性の強みがあります。こうした各機関がネットワークにより連携・協働し、それぞれが得意な部分、有利な部分を持ち寄って、共に障害者の就労を支えていく仕組みをつくり上げることが重要です。一般就労支援に関する今後の課題としては、いったん就職をしても離職する方もおられるので、いったん就職した後、離職した場合のフォローが重要であると思っています。特に、今、実際のところ、卒後3年間、特別支援学校の先生方が行なっているようなフォローを地域の機能として移していくことが課題となるのではないかと思います。

次に25 ページの下ですが、もう1つの柱として、福祉的な就労の底上げも必要になってきます。こうした福祉的就労、すなわち、授産事業所のようなところにおける工賃が非常に安い実態にある。田中先生の講演でも紹介されておられましたが、平均工賃が1万5千円と安い。しかも、実際には1万円を割っているところが多いのが現状ですが、ここをいかにして高めるかが課題です。そこで、26 ページにあるとおり、「働くことを通じて地域で生きる喜びを得られるようにする」、そして「社会保障(年金)に工賃を足して地域で自立生活が出来る水準をめざす」ために福祉の枠を超え、企業などを含めたさまざまな関係者の方々が協力した取り組みを進める必要があるということです。

具体的には、工賃向上に向け、さまざまな取り組みをやっているわけですが、まずは、28 ページをご覧ください。実際に工賃を引き上げるための実効性ある取り組みということで、企業のニーズに合致した仕事を福祉の事業所につなげていくことが必要です。そのためには、障害者の就労支援を行う企業のそうした取り組みを道としてアピールしてあげれば、企業にとってもインセンティブになるわけですから、福祉の事業所に仕事につながっていくのではないかと思います。そのために道としてはこうした障害者の就労支援を行う企業について、企業名と具体的な取組内容を積極的にPRする、更には、お墨付きを与えるということで、「北海道認証制度」のようなものについて検討しています。認証制度については、今年度中にやりたいと思っています。

それから29 ページですが、マッチング事業導入とありますが、これは仕事の共同受注窓口のようなものを作ることによって、企業の側も発注がしやすくなりますし、授産事業所もまとまった仕事をとれる環境整備をすることができる、つまり、企業と授産事業所をつなぐ役割を果たすことができるのではないかと、ということです。これも今年度中にやりたいと思っています。

それから道自身としても、道の仕事を福祉の事業所に発注をしたり、一部、道の仕事を担ってもらうことも考えています。例えば、シュレッター作業は道庁内でもたくさんあるのですが、保健福祉部内に、シュレッダー業務を集中的に行う場所を設けた上で、障害のある方に、部内のこうした業務をまとめて処理するシステムを作っているところです。

最後になりましたが、今後の施策推進に当たっては、障害があっても地域で生き生きと暮らすことができる環境整備が求められています。社会の変化を踏まえた新しい対応が必要となってきます。こうした観点で、地域というフィールドで幅広い関係者や住民が連携・協働して事業を展開することが求められています。

後ほどのお話に出てくると思いますが、各会派の議員の皆様方も条例化に向けて熱心に取り組んでおられますし、また、来年には自立支援法の見直しも予定されています。こうした様々な動向を見極めながら、道としましても、来年の第2期障がい福計画の策定に向けまして、引き続き、タウンミーティング等で当事者の方々をはじめ関係者の方々のご意見を伺いながら、みなさんとの共同作業として検討を進めていきたいと思っていますので、引き続き、皆様方からのご協力をお願いして私の説明を終わりにいたします。ありがとうございました。

西村

ありがとうございました。道の中野課長から道の政策等につきましてご説明を頂戴しました。
続きまして、自民党道民会議の清水道議会議員にお話をお願いいたします。

清水議員



プロフィール

帯広市選出、当選5回。現在、道議会では、農政委員他を務めている。党議員会では、社会福祉振興議連会長、教育振興議連会長等、党では、自民党北海道支部連合会副会長等を務めている。福祉関係としては1987年から帯広心身障害者(児)育成会会長及び現在は(財)北海道肢体不自由児者福祉連合協会会長、(社)全国肢体不自由児・者父母の会連合会副会長、(社)札幌会評議員を務めている。

昨年のDPIフォーラムでも同じ議員メンバーで出席をさせていただきました。

いま自民党道議会議員会としては、社会福祉議連会長という立場です。自民党ではそれぞれの分野において議員自らが提案できる条例を研究しようという研究会を立ち上げまして、現在、障害を持っていても暮らしやすい地域にするための条例づくりの案まで作りました。今日は皆さん方にお話をさせていただき、また、ご意見を伺いながらこの条例案に取り組んでまいりたいと思っています。

私が最初に話をしますが、自民党がすべてということではなくて、北海道議会、議員全員が一緒になってこの条例を作っていく。例えば、私は自民の立場の中でしかお話を聞けない団体もありますし、またそれぞれの会派の皆様方で私どもが気づかない、逆に私どもが気づくことを集大成しながら結び付けていきたいという気持ちで条例案作りに取り組んでいます。これが表面的な話です。

次にどうしてもこの条例を作らなければいけなかった理由。それは、平成15年に措置から自分たちで選んで契約するという支援費制度がありましたが、3年も経たないうちに障害者自立支援法に変わりました。その大きな理由は支援費制度でいろいろなサービスをすることによって政府が考えていた以上に赤字が出てきた。単純な話でもないと思いますが、赤字の部分をどう補うか。サービスを受けている当事者からも負担を取るのが、今の自立支援法だと思います。しかし、自立支援法になりましてから、今まで施設にいる方や在宅の方などが、日中活動や24時間サービスなどあらゆるサービスを受けられる地域の人で、ヘルパーさんのいるようなところではどんどん自立をして地域で生活をしていっているケースも増えてきた。そういうことでは最初は悪法の自立支援法だと思いましたが、しかし、自立の一步を踏み出すきっかけになったということだけは、まぎれもない事実です。そう考えまして、自立支援法、それから北海道の障害福祉計画をどうやって地域の皆さん方が使いやすいものにするか。そうためには条例を作るしかない。

それともひとつ自立支援法で明らかになったことは、今は地域主権型社会で市町村に権限がもたらされたということです。北海道には180の市町村がありますが、それぞれの市町村に権限が移管されました。しかし、お金を持っている市町村もありますし、厳しい状況にある市町村もあります。サービスが市町村で一元化になっていない。ある町に行きましたら、病院へ行くにも、自分の趣味で出かけるにも、買物に行くにも自立支援法のサービスが使える。しかし、隣町へ行ったら使えない。あるところに行くと、病院へ行くにも町としてお金が出せないからサービスは作らないところもある。180も市町村がありますから、地域格差が出てくる。自立支援法で

はそれぞれに市町村に責任を持って、障害のある方が暮らせるようにという精神がありますが、住んでいるところで格差がある。だから、これを直さなければいけない。そのためには私どもの条例で、北海道はひとつの基盤になりながら、どの町でも格差のないサービスが提供できるようにしなければいけない。それが大きな視点の一点目です。ただ、その際にお金がかかる話ですが、北海道にそのお金が出せるのかというと、財政的な問題がありますので、まだまだ詰めなければいけない。

つい先日も厚生労働省の担当者とも会いましたが、日本の47都道府県どこに行ってもサービスは違ってはならないと。ですから、少なくとも国には一定の指針を出してもらわなければいけない。なおかつ、全国1800の市町村がありますが、国が指針を出して日本全国どこに行ってもサービスが一律になる指針を出す。その責任を都道府県、北海道が持つような形で市町村には負担をかけない。財政的には都道府県がみるようなシステムに自立支援法を変えていかなければ、生きた自立支援法にはならないと思っています。

しかし、国の方針を待ってしましたら、北海道の中でどんどん格差が広がっていきます。そこで、自民党だけではなく、各会派の皆さんと、むしろお金はかかっても、そのお金を作りながらでも地域格差のない自立支援法の精神に北海道だけでもしていこうと条例案を作ったんです。

また、昨年のDPIフォーラムの中でも権利条約の話がありました。特に障害の持っている方についての差別、虐待が出ていました。そういうことは暮らしづらいということです。その暮らしづらいということだけは千葉県の方のお話を伺いながら、千葉県にも伺いまして、千葉県条例の一番良いところだけ参考にさせていただき、第5章の中に調整委員会というのがあります。その委員会で想定しているのは、180市町村に作るということですが、それも作っただけでは、現在の自立支援協議会のように180市町村のうち130にあるそうですが、実際に機能しているかどうかということになりましたら、私はあまり機能していないのではないかと思います。ですから、魂の入らない調整委員会ではいくら作ってもだめですから、少なくとも現在の14支庁体制の中で責任のある、核になる調整委員会。そして、この中には地域の学識者もいますが、最低限、弁護士も入るようにしたい。これは行政主導ではなくて、NPOなどの法人が主導するものにしたい。さらには北海道にもっとそれを補完できる、あるいは指導できるということで、資料38ページの第5章の調整委員会は各市町村にもお願いをしますが、完全に機能するものにしていくことを千葉県条例から学びました。今の権利条約の精神を第5章に盛り込んでいるということです。すべての話をしましたら、時間がなくなりますが、第1章から第5章までありまして、資料33ページの第2章に障害者を支える基本的施策ということで、(1)から(13)まであります。これは新たに盛り込んだものもありますけれども、いま北海道が持っている障害福祉計画に関するものに新たに障害者団体の皆さんから伺った内容を入れてあります。先程から話をしています市町村との関係ですが、資料35ページの第3章の第1節に地域づくりガイドラインの策定ということで、北海道の方に策定をお願いすることになりますが、この第1節に基づいて、第2節の道の施策等で市町村の取り組みに対する道の支援策ということで、市町村に対してこのようにして欲しいというガイドラインによる指導指針を盛り込む代わりに、ここの第2節では、北海道としてその市町村に対して支援して、連携をとりながら各地域おられる障害を持っておられる方、また、家族の皆様方に対するサポート体制ということを第3章の第1節と第2節でお示しています。

37ページの第4章障害者に対する就労支援の推進ですが、自立のためには就労というようなことですが、先程、中野課長からも話がありました各職場の認証制度ですとか、税制面での優遇制度の新設などでありまして、就労支援体制では北海道と同じようですが、この条例案の中に北海道の計画にはないような条項を盛り込んでいます。

以上、この条例案について簡単にお話をさせていただきました。

昨年もお話ししましたが、昨年8月に青森県へ行った時に障害者の権利条約の話がいろいろと取りざたされていました。青森県に行ったら同じ町でも生活保護の受給することさえも違う。まさに調整委員会の出番です。町によっては資源がないところの格差が非常に大きいと。ですから全道一律的な、公平的な形にしていかなけれ

ばいけないということを第一に考えました。さらに中国四川省でも地震がありました。岩手、新潟でも地震がありました。日本は災害大国です。それは地震だけではなく、洪水災害とか、大雪による災害もあります。ですから、災害マップも作らなくてはならない。障害を持っている人がどこの地域にいても、いつでも地域連携の中でその方々をサポートできる体制というものが重要です。しかし、個人情報保護法とかありますね、市役所に行きましても、私も障害者関連団体におりますが、昔なら障害のある方の名簿を見せてくれましたが、今は情報として流れてこない。例えば、民生委員の方たちが自分の担当している地域を、自分たちの目で判断して動かないと、その人たちの状況が分からない。市役所からは情報がきません。これが個人情報保護法です。少なくとも行政に関わる人、ボランティアの方でもきちんとした法人格を持っているところなどと、その地域で手を携えながら生活をしていく。日本の持っている文化、伝統をたったひとつの個人情報保護法で消えさってしまっている。こういう状況だけは取り外していかなければいけないということで、いつ、どこにいても、どんな災害であってもサポートできるようにするためにも条例案の中に明示をさせていただいています。以上、ご説明させていただきました。最初に昨日以来の議会の話をしてくれとありましたが、実は今朝の 5 時まで白熱した支庁再編条例の賛否を問う議会の最終日でした、カーテンを開けましたら白々と夜があげているどころか、まったく明けてしまっていました。ということで、花岡先生は控え室のソファで寝てこちらへ来たそうです。我々もそんなことで仮眠程度しか取れませんでした。少し野次ったので、こんな声になってしまいました。この場で言う話ではありませんが、政治的イデオロギーの対立の議会というのはもめても仕方がないと思っています。しかし、今回は違います。今回はそれぞれの地域の、一番厳しい地域でみんな生きていこうという地域づくりの条例だったので、私は自民の立場なので賛成しましたが、ただ、地域づくりの条例でこんなにもめるといのは何か？どこか歯車が取れていたか、何かがおかしいと、そんな気がするんです。

ただ、この障害者の問題、これだけは政治も行政も理事者も議員も関係ない。一緒に作り上げていかなければいけない。そして、何よりもお金よりも先にそれぞれの地域で安心して、安全に暮らせる。このことが条例の趣旨だと思って、我々 4 人、たまたまではないです。4 人でこの問題に取り組んでおりますから、次回には朗報がお伝えできるようにしていきたいと思えます。ぜひご意見をうかがわせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。続きまして、民主党道民連合の林道議会議員にお話をお願いいたします。

林議員



プロフィール

札幌市南区選出、当選 4 回。現在、道議会では、総合企画委員、北方領土対策特別委員、北海道洞爺湖サミット推進特別委員を務めている。党では、政調委員長を経て現在は、自治体議会委員長を務めている。福祉関係としては、NPO法人北海道在宅福祉協議会理事長を務めている。

今日は私どもの会派からも何人か参加しています。私の立場で言いますと、先程清水さんからもお話のあった、去年 11 月のフォーラムに参加をさせていただいて、千葉県にまけるな、良いものを作ろうという清水さんの決意を含めてあったのですが、私が用意をさせていただいたのは、やはり、日本の批准ということと、それに

伴って国内法の整備というものをしっかりしなければ、結局は国が地方の施策を支えることができなければ、なかなか北海道が条例を作ったりしても、厳しいものがあるだろうということを申し上げました。

その上で、私は現状の国内法の成立に向けてどのようになっているのか、調査をいたしました。

資料では40ページ、41ページに民主党中央にある民主党障がい者政策作業チームがまとめたものです。

民主党の基本理念ということが40ページに紹介していますが、それらのことを踏まえまして、国内法の整備を行なっていくということです。そして、41ページに「障がい者制度改革推進法案(仮称)」の基本的な考え方を紹介しています。これら概要でお示している内容について民主党中央にお聞きしましたら、3年ないし4年かかるだろうということでした。ただ、いま超党派で「障害者虐待防止法」、この部分については緊急の課題として取り組まないといけないということで、ここについては成立に向けての動きが始まると思います。

「障がい者制度改革推進法案」ですが、最初に書かれておりますように、現在、内閣に設置をされている障害者施策推進本部、この本部長は内閣総理大臣ですが、この組織を改変し、障害者制度改革推進本部にして、障害当事者の参加がより強化されるように努めていくなっています。基本方針は13項目あります。先程申し上げました国連の障害者の権利条約を踏まえた障害者差別禁止の国内法の早期策定ということから始まっています。

時間がありませんから、必要な部分だけお話ししますが、先程申し上げました虐待防止法を早期にまとめなければならない。それから、教育支援のあり方ということで、民主党としてはわが国における学校教育制度のあらゆる段階において障害児が教育を受けられる制度、インクルーシブ教育を基本とするともに、障害児または保護者が希望するときは特別支援教育を受けられるようにする。手話、点字または文字表記等のコミュニケーション手段の支援、教材、施設等のバリアフリー化、教職員の体制整備など、教育現場での支援体制の強化を図る。そして、高等教育等の教育制度においてもインクルーシブ教育に相当する施策を推進する。交通、建物等のバリアフリー化、生活環境のあり方、そして情報などに続いて様々な提起をしておりますし、障害児福祉のあり方について、サービスの実施主体は基礎的自治体が行なうものとするという位置づけをしっかりとしなければいけないと考えております。そして、難病対策のあり方ですが、現行の難病対策では根拠となる法制度が未整備であることから、難病に関する調査研究および医療費負担の軽減を柱とする新たな法制度の整備を行なうということにしています。財政上の措置については、障がい者制度改革推進本部で策定された推進計画にも基づいて、総合的かつ集中的な推進のために必要な財政上の措置をする。

それと資料では表現していませんが、障害児・者の定義についてしっかりしたものになりたいと思っています。いわゆる制度の谷間と指摘されている発達障害、あるいは高次脳機能障害、難病、内部障害などを含む定義とすることを基本としたいと思っています。そうして今述べた制度の谷間とされている方のサービス対象外をなくし、広く福祉サービスが利用できるようにする。合わせて、何らかの障害のより福祉サービスを必要とする障害者に、現行の手帳制度から社会参加カード(仮称)に変えるべきであるという方向性を中央では持っております。

それら中央の動きを踏まえて、私ども民主党として、自民の福祉は清水さん、福祉は民主党というのが私の思いでありますから、そんな意味では、とにかく追いついて一緒に仕事をしなければ、良い条例を作らなければという思いに駆られまして、私どもは6月12日に障害児者の権利擁護北海道条例(仮称)検討プロジェクトチームを作りました。私が座長を務めており、本日参加している議員は札幌で活動しているメンバーです。

私ども民主党道民連合は道民参加型、当事者参加型の運動を通じて、厳しい状況に置かれている北海道の障害者の方々の実態というものを、声をしっかりと受け止めることを第一に作業として行なう。そして、それらを解消するために北海道条例というものを作り上げていくという基本的な考え方を持っています。そのためによく昨日できたアンケートがありますので、皆さんの生活の中で不便なことや良かったことなどを声として寄せてください。ホームページでも立ち上げを予定しておりまして、全道の方からの声もいただこうと思っています。

私ども会派の議員にもアンケートを配りまして、それぞれ身近な障害を持っている方々からも声をいただこうと思っています。相当数になると思いますが、事務局としては期待をしておりますが、千葉県を越える数が集まればいいなと思っています。8月末を締め切りに取り組みをしようと考えております。以降は、条例案を作り上げた中から自民党さんや、今日の皆さんを含めまして全会派でもって委員会に提案をして、みんなで作り上げるという方向で北海道条例が、障害者のための北海道条例が作られていけばいいなと思っています。

私は保健福祉委員になってから様々な形で関わりがありますが、例えば、北海道の福祉のまちづくり条例というのがありまして、この条例に適合し、バリアフリー化された建物に認定マークが表示されます。その数字を見ますと、平成10年から始まりまして、平成20年3月末現在で39件しか登録がありません。そういう中でJRタワーは非常にすばらしい建物で、ホームページにもバリアフリーと表現されていますが、食事をしに行こうとするとバリアがある。建物はバリアフリーでも、各テナントに貸す時にそうになっていない。客席をたくさん作る、好みのレイアウトにするということでしょうか。そこにいつの間にか、バリアが生じてしまっている。この適マークを出すということは厳しい項目があるのですが、JRタワーはそれ以上のものを造っているという自負があり、取得に動かなかったのかなと思っています。例えば、そういう足りない部分については北海道条例で補完をして、しっかりとバリアフリーが保たれているものにしていくということです。

昨日、アンケートを実施するに当たり、いくつか団体の方にご挨拶をしました。今日も点字の資料が用意されていますが、私どもでも視覚障害の方へのアプローチについて作業チームで議論をしたところですが、用意が出来ないので、団体の方へ相談させていただきました。しかし、田中先生のお話にもありましたが、社会への参加を拒絶されたような気持ちになるということもありましたので、私どもも大いに反省をしたところです。

団体の方の話で、ガイドヘルパーは病院まで案内をしてくれるけれども、その後は病院の責任ということで、病院のトイレに行きたくてもいけない。病院にお願いをすると非常に高いコストを言われるということ等なお聞きしました。その上で、視覚障害をお持ちの方々とヒヤリングをしたいとお約束をしてきました。動きを作ることです。そういう場面が生じるものだとつくづく思ってきました。そんな意味では我々民主党議員会、良い条例を作るためにみんなでフットワーク軽く動きたいと思っています。以上、我々のこれからの取り組みについてご報告させていただきました。

西村

ありがとうございました。続きまして、公明党の佐藤道議会議員にお話をお願いいたします。

佐藤議員



プロフィール

札幌市北区選出、当選4回。現在、道議会では、公明党幹事長、文教常任委員会理事、新幹線・総合交通体系対策特別委員長を務めている。党では、公明党北海道本部副代表、ユニバーサル社会をつくる道民の会代表等を務めている。福祉関係としては、(財)北海道肢体不自由児者福祉連合協会理事、(社)北海道視力障害者福祉連合会顧問、「がんばれ！盲導犬セミナー実行委員会」顧問、(社福)札幌会評議員を務めている。

公明党北海道本部の「ユニバーサル社会を作る道民の会」で代表を務めております、佐藤英道です。

これまでの街づくりは、健常者の視点で作られたものが多かったと思います。しかし、現在、健常者であっても将来、だれしものが障害を持つ可能性がある。さらに、お歳を召せば、体のどこかが不自由になってくる。私は最も不自由な生活をされている方々の視点にたった街づくり、いわゆるユニバーサルデザインの街づくりが極めて重要であると考えております。

先程、清水議員や林議員から条例のお話がありましたが、この条例につきましては、障害者自立支援法の円滑な運用のためにも、私ども公明党としても大賛成であり、一日でも早く条例が制定できるように、他の会派の方々と協力しあって、制定に向けて取り組んでいくことをお約束します。

このたびの会合資料の42ページに掲載されてありますが、5月27日に北海道知事に対して緊急要望をさせていただきました。前回のDPIのフォーラムでの議論も踏まえまして、障害者の方々の就労支援、道による障がいを持っている方々に関わる賃金倍増計画などの動きもあり、私は、この計画が確実に実行されるよう、担保となるような取り組みを道は実行してほしいという思いから、この要望をさせていただきました。時間の関係で要望書の内容を簡潔にお話をさせていただきます。

まず、北海道の障害者福祉計画で掲げる「希望するすべての障害者が地域で暮らしが出来る社会づくり」をめざすためには、障害者の就労支援の推進を図ることが極めて重要であると考えています。こうした観点から道は本年3月に「働く障がい者応援プラン」を策定しました。このプランでは工賃向上にむけた方策として授産事業所に対して積極的な発注を行なう。さらに、障害者就労支援企業に対する認証制度の創設が盛り込まれております。こうした道の応援プランを実効あるものとするために、以下の要望をさせていただきました。

まず第1点めに認証企業に対する優遇措置の導入です。認証制度をより効果的なものにするためには、企業などに対する認証取得のインセンティブ(奨励・やる気)を与えることが必要不可欠であり、次の3つを重点的に申し入れさせていただいたところです。

1番めとして、公共入札に対する認証企業への配慮です。道が行なう入札の際、単に価格のみで契約企業を判断するのではなく、障害者就労支援という社会講演を行なう認証企業を積極的に評価する制度を導入すべきであると考えています。今年は、環境問題もテーマとした「北海道洞爺湖サミット」が7月7日から行なわれますが、この機会をきっかけとして、環境対策にも真剣に取り組んでいる企業に対しても、こうした優遇制度が必要だと考えています。

2番めに、認証企業に対して事業税の減免など、道政における税制上の優遇措置を導入すべきである。

3番めに、認証企業については、道が実施する企業向けの低利融資制度の対象とすること。具体的に企業の方々としっかりと応援していこうと。そういうことを誘引するような取り組みというものが必要であると考え、思い切った要望をさせていただいています。

それから条例につきましては、障害者自立支援法の円滑な施行と定着を図るためには、就労支援を含め、地域で暮らす障害者を支える強力な支援が必要であり、先程の措置を含めて、北海道の地域特性に合った障害者支援策に関する条例の制定というものを必要と考えています。

特に条例につきましては、私ども公明党としては、是非とも精神的な条例ではなく、具体的に障害をお持ちの方々や団体の方々が本当に具体的なメリットを享受できるような担保が必要であると思っています。当然、担保というのは予算です。私は障害者にやさしい地域づくりにいような所要予算を規定枠とは別枠で確保できないかということをお話したいと思っています。たとえば、障害者にやさしい地域づくり推進プロジェクト特別予算のようなものが出来きないかと思っています。例えば、地域におけるコーディネート機関、相談支援センターの方にもお金が必要です。就労支援、障害者の活動の場、いわゆる地域活動支援センターの確保、障害者の住む場、グループホームの確保、在宅障害者の医療の確保、移送の確保、こうした具体的な予算につきましてもなんとか確保が出来るように取り組んでいければと思っています。予算につきましては、公明党は高橋知事の与党であり、特に道政を支えるという責任を痛感しています。よくテレビで大阪の橋本知事が大阪の財政のことに

ついて訴えられている場面が映ります。橋本知事は我が大阪は1日8億円返済しているんだと。しかし、北海道は1日12億円です。税収は、北海道は5,821億円。大阪は約2倍の1兆1,990億円です。こうした現実も私たちは、議会としても厳しく見極めていかなければいけない。無駄なものは当然廃止しながらも、大事な分野についてはきちんと取り組んでいくべきと思っています。以上です。

西村

ありがとうございました。続きまして、日本共産党の花岡道議会議員にお話をお願いいたします。

花岡議員



プロフィール

小樽市選出、当選3回。現在、道議会では、保健福祉委員、新幹線・総合交通体系対策特別委員を務めている。党では、日本共産党道議団団長を務めている。

前回に続いて、このシンポジウムに参加させていただくことに本当に嬉しく思っております。

今日、ここに来るときに札幌の駅を通過してきただけですが、若い女性の車いすの方がお友達と一緒に買物をしている姿を見ました。今はバリアフリーというのがどんどん広がってきていると思っています。前回、交通バリアフリーの問題を取り上げさせていただきましたので、これからもいっそうバリアフリーがさらに広がって、行きたい時に、どこへでもいけるという対策にも頑張っていきたいと思っています。

今回のテーマとしては、重複することになりますが、労働問題にしました。特に障害者自立支援法という法律にあるように自立をめざすのは誰もがめざすことですが、自己責任的な障害者自立支援法というのは問題があるような気がします。しかし、同時にこれまで日本の福祉制度というのは、先程の田中先生のお話にもありましたように囲い込みというか、施設中心でありまして、地域で生活するということはひとつの流れになってきていると思います。私自身、障害のある人も地域で生活することは大事だし、地域の中で普通に生活することを住民としてしっかり受け止める素地は今出来つつあると思います。あるいはいろいろなところで障害のある人が何人かで暮らすグループホームが出来ています。地域でそういう人たちを支えながら、応援しながら障害者の方も生活するという素地は出来てきていると理解しています。

地域で暮らすとなれば、今までと違い生活費も、医療費やいろいろな経費も当然かかります。今、国も北海道も工賃倍増計画という方針を出し、収入を倍増させることを出してきました。障害者権利条約の第27条でも労働の権利を認め、あらゆる形態の雇用にかかるすべての雇用に関して、障害に関する差別を禁止し、労働条件に関して権利を保障すると規定しています。代替雇用を含むかどうかの解釈上の問題はありますけれど、あらゆる形態の雇用にかかるすべての実行に関して障害に基づく差別を禁止し、労働条件については、権利を保障すると規定しています。自分の能力を生かして働くというのは、本来憲法で規定している国民の義務でもあると思います。これまで福祉施設が中心でしたが、これからは労働に対する対価としての賃金を払うということが、求められてくると思います。これまでも小規模作業所で木工品や手作り、あるいは石けん、はがきなど親

御さんを中心として一定の工賃を受け取ることの出来る授産施設というのも、小規模の授産施設というのもたくさんありますが、それはそれとして大事な目的がありますが、生活費を稼ぐ、生活を支えるという面ではなかなか厳しい。それで生活する賃金は到底成り立たないと思います。道が行なった障害者の労働調査でも、月額で5000円から1万円が一番多く、月額3万円から5万円以上という人は1割程度という数字になっています。5000円や1万円程度では年金が仮に6万円としても生活するには苦しいと思います。

工賃倍増計画は必要ではありますが、倍増するために、その周辺の準備が必要であると思います。ひとつには官庁などで雇用に障害などでの差別をなくして、きちんと採用をするということをまずやっていかなければ生けないと思います。道庁でも法定雇用はクリアーしていますが、身体障害がほとんどであり、知的、精神の方の雇用は、それでも現在道庁の中で精神障害者の方が一人雇用されていますが、これからが本当の意味で障害の差別なく道庁としてきちんと雇い入れることができるかどうか。これが問われてきていると思います。そういう中でも道庁も頑張っているなど数字として出てきています。例えば、職場実習という臨時職員の任用ということになりますが、この受け入れ実績というのが、平成18年から平成20年までに約16人の障害のある方が実習をされています。そこには知的障害の方も、精神障害の方も、発達障害の方など様々な障害を持った方が実習を受けています。その中から臨時職員としての働く月数は1ヵ月から2ヵ月と短いものですが、精神障害を持っている女性の方も、発達障害を持っていた女性の方も臨時職員の任用として働いています。

道庁の総務課に、障害者の人はどの程度の収入を得ることが出来るかということをお聞きしたら、1ヵ月に13万6313円払っているとのことでした。ですから、障害に差別をなくして、働くことが可能な人がきちんと北海道としても雇用を進めていけば、一定の部分で生活を保障する賃金を生み出すことが出来るのではないかと考えています。それがひとつ北海道の中で実証されつつあると思っています。

それからもうひとつ周辺として、障害のある方が働くためには周辺整備という問題では、企業が障害者の雇用に積極的になるかどうかだと思っています。企業が障害のある方を雇用するためには、ジョブコーチという制度をもっと大いに活用し、そして、ジョブコーチ制度を充実させていく必要があると思っています。私の調べたことで、正確ではないかもしれませんが、いま北海道でジョブコーチとして認証されている方は、20名足らずだそうです。もっともっとジョブコーチが存在して、障害のある方が民間企業に働いた時に様々な問題、周りの人とうまくいかないとか、仕事がなかなか続かないとか、こういう事態が起きたときに、そこに手を貸す、相談に乗ってあげる。あるいは企業側とコンタクトを取るとスムーズにいくとか、お互いをきちんと理解させるという仕事をもっともっと増えて、障害を持っている人たちも、受け入れている職場もしっかりと支えることが出来る環境を作っていく必要があると思うし、それがあってこそ障害のある人も長きに渡って働き続けることが出来ると思います。そのひとつの保障としてジョブコーチを増やしていく必要があると思っています。

もっと職種を増やして安定的な雇用にしていくこと、そして、福祉的ではなく、経験と熟練で一人前になること、それと働くことの対価としての工賃が保障されることが工賃倍増にも説得力を持つのではないのでしょうか。今現実には構造改革の下、様々な労働の形態があります。残念ながら労働者の側に立つものではなく、企業の側に立った法整備です。最近テレビなどでも報道していますが、派遣労働者が増えている問題があります。障害者が働く環境そのものが、一方では厳しくなっています。誰もが自分の能力を生かして働き、生活するという当たり前のことが、今日本では厳しくなりつつある。本来、社会保障制度も改悪の連続です。2007年7月には障害を理由とする、差別を禁止する法制度の整備の促進を求める決議がなされていますが、一刻も早くこの決議が生かされる社会が構築されるように頑張っていくという決意を述べさせていただいて、私の発言を終わります。

西村

ありがとうございました。以上、5名のパネリストの方たちからご発言を頂戴しました。それでは、ここで、田中

先生の方から各発言者からの発言を受けての感想と論点の整理をしていただきまして、休憩を取りたいと思っています。

田中

皆さんから、この条例を全会派で協力しながら「共に作っていく」という決意を聞いたことは大変心強いと思いますし、今日の大きな収穫だと思います。

細かいことをひとつずつ取り上げる時間はございませんので、やや大雑把に整理をしたいと思います。

まず、中野さんから行政の取り組みとして「地域移行」と「地域生活支援」の現状についてお話をいただきました。その中で個々の政策についてもご説明をいただきましたが、ひとつ印象に残ったのは、施設に入所されている方すべてに意向調査を行なうという取り組みについてです。これはおそらく全国でも初めてのことだろうと思います。ただ、中野さん自身もおっしゃっていましたが、実際に重度の知的障害をもつ方に対して、「地域で住みたいですか？」と聞いても、体験や具体的な情報がないと自分の意向を表現することが難しいと思います。

今回は道としての新しい障害福祉計画の指針を示すためにタイムリミットがあって、6月中には取りまとめるとおっしゃっていましたが、今後も引き続き、体験を含めた情報提供を重ねながら、丁寧な意向調査を継続していく必要があるのではないかと思います。

清水さんからは「なぜ条例が必要か」ということについてお話をいただきました。清水さんはそこにはある種の切実さがあるとお話をされました。つまり、自立支援法によるサービスの使いづらさがあることや、地域において障害者を支えるための十分な資源が整備されていない等の問題があり、これらの問題は急を要する問題であり、国の法改正を待ってられない。だから、道として具体的な政策提言をしなければならない、こういう切実さがこの度の「条例」の提案につながったのだ、というお話だったと思います。

もうひとつ清水さんのお話で印象に残ったのは、「財源の問題からは考えない」という言葉です。ここ数年、国や自治体の障害者福祉政策は決まって財源をめぐる議論が先行してきました。つまり、財源が決まってから、その枠内でサービスをどう組み立てるかという議論の順序でした。清水さんがおっしゃったのは、本来はそうではなく、障害者の暮らしの実態やニーズが先にあって、それに応えていくためにどのようなサービスが必要で、そのサービスを実現するためにはどれだけの財源が必要か、という思考の流れというか、議論の順序が正しいのだと。清水さんはそこへ立ち返って、考えていきたいとおっしゃったのだというふうに私は受け止めました。

次に林さんですが、民主党の基本方針ということで資料 41 ページに示していただきましたが、教育、交通アクセス、情報、雇用、所得保障、医療、福祉サービス、難病対策など実にたくさんの項目があります。条例もこれらすべての生活領域を包み込まなくてはいけないだろうと思います。その中では、歴史的に長く議論されてきたテーマや、対立した主張が激しくぶつかり合ってきたテーマもあります。たとえば障害児教育をめぐる議論などがそうです。それぞれの分野において、各論を詰めていく丁寧な議論を積み上げていかなければならないと、林さんのお話をお聞きしてあらためて感じました。

それから、佐藤さんと花岡さんは、特に就労や雇用支援に焦点を当ててお話をいただきました。

佐藤さんは、障害者の就労に積極的な企業に対する認証制度、それから認証制度を受けた企業に対する何らかの優遇措置が必要だとおっしゃいました。そのとおりだと思います。このことを少し条例づくりに引き寄せて考えると、条例というのは敵を作るものではないということです。敵を糾弾したり、罰するものではない。むしろ、味方を増やしていくための条例を作らないといけない。そのためには障害者の就労支援にしても生活支援にしても、積極的に関わってくれる人たち、特に福祉に縁のなかった人たちで障害者問題に理解を示そうという人たちを増やしていかないといけない。味方を増やしていくということからも、認証制度というアイデアは有効だと考

えました。

最後に花岡さんですが、雇用保障ということでお話をいただきましたが、企業におけるジョブコーチについて取り上げていただきました。企業におけるジョブコーチというのは、企業の合理的配慮の一つの方法だと思います。障害を持つ方の雇用について、合理的配慮をどのように企業側に求めていくのか。そのひとつの手段がジョブコーチになるだろうと思います。

西村

ありがとうございました。それではここで若干の休憩とします。



西村

シンポジウムを再開します。この後、皆さんへ資料を1点お配りします。先程、民主党の林道議からお話のありましたアンケートです。これから、この北海道条例について様々な当事者の声をきちんと受け止めていくというお話がありましたが、そのために作成をされましたアンケート用紙と関係する資料です。こちらに必要事項をご記入いただき、FAXで送信ということになっていますので、今日のシンポジウムの中でご発言ができない、あるいは回答をいただけないということにつきましては、こうした形でもご意見等については反映することが出来るということで、ご紹介をしておきたいと思います。

それで休憩時間に寄せられたご意見を簡単にご紹介しておきたいと思います。

ひとつは、学校教育の課題になりますが、学校教育につきましては、やはり権利条約の理念から行けば、本来普通学校の中で子どもたちが共に育っていくということを作っていくべきであって、特別支援教育ということで分離はするべきではないというご意見です。

また、医療的ケアを必要とする子どもが学校に通えない現状というものがあります。そうしたところでの配慮も必要ではないかということです。

それから、施設から地域というスローガンが出てきていますが、やはり様々な障害、特に精神、あるいは発達障害という方たちが多くいらっしゃるから、そうした支援も必要ではないかというご意見も来ています。

それから、聞き取り調査についてですが、この調査については重要である。その中で一人ひとりの意見や気持ちをきちんと受け止めるということをしていくべきではないでしょうかというご意見です。

さらに企業への認証制度につきましては、数ではなく質というものをきちんと評価をしていくということも必要ではないでしょうかというご意見です。

それから、当事者一人ひとりの意見や体験を聞く中で、この条例というものを作っていくべきだということが出てきています。

それから、情報コミュニケーション手段の確保というところでの項目が載っていないので、そうしたことも加えるべきであるというご意見が来ています。

あとは、障害のある方たちを支えていく人材の確保、あるいは養成、育成をきちんと図っていくことが必要ではないかというところ です。

あとは直接条例の内容とは異なるかもしれませんが、現在の施設の利用率が高いので、費用負担を下げたいというご意見や、共生型の地域づくりというのは将来、高齢者と障害者の相互利用と説明がありましたが、これは介護保険への、あるいは高齢者政策と障害者政策の統合ということへの道筋を付けるのではないかという懸念の声も来ております。

それから障害者の雇用につきましては、中野課長に、障害者はシュレッダー作業しか出来ないと思っているのかという、ご批判ですね。地域に施設機能を持たせることが自立といえるのかというご批判も来ています。あとは皆さんにお聞きしたいということで、障害者の自立生活とは何なのか。あるいは障害の定義をどのように考えているのか。田中先生のお話にもありましたが、様々な制度の利用制限についてどう思っているのかというご質問も来ています。

それで、これをひとつひとつ皆さんからご回答をいただくと時間が足りなくなります。実は前回のフォーラムは時間が延びてしまいましたが、その時に、当初の終了時間には帰らなければならない方たちがいらっしゃいました。それはヘルパー等のサービスを利用しているということでした。ですから、私どもとしてはきちんと予定の時間に終了をしたいと考えていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

時間内で対応できなかったことにつきましては、アンケート用紙にご記入の上、受付に提出してください。そして、住所があればそちらにご連絡をしますし、なければ、ホームページにご質問内容と、パネラーの方々にもお聞きをして、回答を載せるということで進めていきたいと思っています。

これまで、お話ししたことは質問意見用紙に記載されたものです。

さらに、この後皆さんにご質問なり、ご意見を求めていきたいと思っています。

今申し上げたように時間的な制限がひとつ、発言をしたいという場合、他の方の発言を保障するというので、出来るだけ簡潔にお願いをしたいということでご協力をお願いします。

まず、ご質問のある方はいらっしゃいますか。それでは、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

3名ですね。

フロアー1

精神障害者のグループホームで働いています。施設とか病院の退院促進事業とか、地域へというスローガンばかりですが、実際に私が参加している自助グループとかでは、ご自宅で家族が抱えてしまったり、引きこもっている方もいます。病院に行けば、精神障害とか発達障害などと診断が出る場合があると思いますが、発達障害の方の場合、病院できちんと診れる方がいなかったり、お子さんと学校の方が理解してくれていないという話をよく聞きます。そちらの支援にも若者、若年支援と別枠でやっている部分もありますが、障害と認められない方もいらっしゃると思います。以前、アメリカの大学でADHDとか発達障害の方への支援している方のお話をお聞きしたんですが、学校に行っても勉強について行けなくて、何らかの支援が必要だったり、就職する段階になっても、コミュニケーションがうまく取れなかったり、就労支援がうまくいかなかったり、見えない障害なので軽く見られたり、なかなか支援もなく、関心が向けられていないとお聞きしました。そちらも含めて条例を作ったり、自立支援法の方でも目を向けていただきたいという意見です。

フロアー2

北海道青い芝の会の阿部といいます。私は岩見沢ですが、地域で暮らしといっても、家がいっぱいあっても車イスで使えない。玄関に階段があって、狭くて、玄関を直すだけでも70万円かかります。これを何とか考えてくれませんか。

フロアー3

障道協の片石と申します。視覚障害者です。就労問題で視覚障害者特有の悩みがあります。それは仕事は出来るが、と言っても鍼灸あんまが唯一ですが、私は仕事を大事にして自活をしています。何とか移動支援のサービスが付かないかと思っています。半永久的につけて欲しいという意味ではなくて、職場が変わったような時に、慣れるまでこのサービスが利用できないかと。これは就労を保障する上でも、視覚障害者が作業出来る場に行けるかどうかということが決定的な問題です。これについても就労保障の中で、条例の中で位置づけしていただければありがたいと思います。

西村

ありがとうございました。とりあえず、以上3名の方にご発言をいただきましたが、先程出ていた課題の中で、田中先生もコメントされていましたが、具体的分野ということで、今のお話は住宅と、就労と、それから障害の定義ということで、条約、条例的には課題ということで出てきたのかなと思っています。それからもうひとつ言うと、先程出てきた教育ということもあると思います。

その他、個別の分野で、交通アクセスだとか、あるいは建物だとか、そこら辺のところ、こういう実態がある。困っているということがあれば、ご発言をお願いします。

フロアー4

障害者とマイノリティーの人権と生活を考える会の新保といいます。7月7日から9日まで洞爺湖サミットが行なわれますが、それに関連して、いくつか人権侵害があがっています。その一例で、精神障害者の人や知的障害者の人に対して、警察官が職務質問をしています。権利条約の中での人権侵害ということにも関連すると思ひ発言させてもらいました。

西村

すいません。とりあえず、移動とかバリアフリーの問題でお願いをします。

フロアー5

今住んでいるマンションに段差があって大変です。出かける時にも歩道とかに傾斜があって大変です。それをなんとかしていただきたいと思います。

フロアー6

冬になると近くの地下鉄駅を利用したくても、雪が多いときは歩道が狭くなって、車イスで通ることが難しくなります。これはなんとかならないでしょうか。

西村

以上でしょうか。それではちょっと整理をさせていただきます。この後、それぞれのパネリストから全部をお答えいただくことは難しいと思いますが、簡単にコメントをお願いしたいと思います。

まず、ひとつは、先程の田中先生からのお話、あるいは私からもお話させていただきました障害の定義にも関わってくると思いますが、田中先生の言葉を借りれば「誰の」ということになるでしょうか。その部分についてどのようにお考えでしょうか。

それから住宅についても、様々困難な状況がある。移動についても、冬期間の問題を含めて様々な状況があるが、こういった問題も課題として取り組んでいくべきではないでしょうかというご意見でした。

それから就労等々の課題の中で、田中先生やパネリストの方々からもお話がありましたが、移動に関する活用だとか、場合によっては介助という問題も出てくるのかもしれませんが。

それから教育です。このように非常に多岐にわたる課題を頂戴しました。

中野課長については、個別にご質問がありましたので、それを含んでお願いいたします。

中野

何点かご質問等をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず、大きな話として、バリアフリーの関係、教育の関係、雇用などとの連携の関係です。私は福祉を担当する立場にありますが、当然、地域で暮らす障害者の方々を支えることは、福祉だけでは済むわけではありません。関係分野との連携がどうしても必要であるということをお話を伺って痛感したところです。

特に住宅関係ですが、道でいいますと、建設部で公営住宅の取り組みもあります。国レベルでも国土交通省と厚生労働省の連携が非常に重要になってくるわけです。道の方でも、建設部において、バリアフリー対策や必要な方々へ公営住宅を提供する政策などをやっているのですが、そうした施策と連携しながらバリアフリーの推進や障害のある方の住まいの場の確保を行うことも必要となってくるのではないのでしょうか。次に、市町村の地域生活支援事業については、ある程度市町村の判断により、市町村の実情に応じて活用出来ることになったのですが、市町村の予算が足りないという状況の中で、必ずしも移動やコミュニケーション支援が十分に実

施されていないという話も伺っております。こうした点については、せっかく地域生活支援事業という市町村の実情に応じた事業が出来るようなシステムを作ったわけですから、こうしたシステムが実際に機能するよう必要な水準の予算を付けてもらえるように国に働きかけをしていきたいと思っています。

一方、雇用の関係では、道としても去年から労働局、道庁内という経済部になりますが、一步一步連携が進んできている状況です。雇用政策、福祉政策がバラバラなら、ほんとうに意味がないわけですから、適切に役割分担をしながら連携を取ってやっていきたいと考えています。

それから就労の部分でお叱りを受けた点ですが、説明の時間が足りなくて言葉足らずとなってしまったのですが、障害者の方々のシュレッダー作業と申し上げた点について、これは非常に重度の知的障害の方々を想定した取組を申し上げたものがあります。こうした、もともとは作業所しか行き場がなかった重度の方々が、道庁内で立派に働いているという一例でご説明したかったのですが、説明の仕方が悪くて申し訳ありませんでした。誤解のないように申し上げておきますと、障害者の方々でも、これは言うまでもないことですが、高度な職について活躍されておられる方も大勢いらっしゃいます。私がこれまで見学した中でも、例えば、コンピューターソフトの高度が技術をお持ちで、各企業のホームページ等を遠隔操作をしながら高度な作業をしているという方もいらっしゃいました。ですから、申し上げたかったのは、個人の適性、能力に応じて最大限の配慮をしながら雇用支援を行っていくことが重要であるということです。その中で、重度の障害のある方に対するシュレッダー業務の例を一例として挙げさせていただいたのですが、すべての方々が自分の能力に応じた生きがいのある仕事を用意していきたいという例として申し上げたということで、ご理解いただければと思います。

それから「聞き取り調査は重要。一人ひとりの気持ちを受け止めるべき」というご指摘についてですが、これはまったくそのとおりであると思っています。当事者の方々、関係者の方々との対話の中で必要な示唆やヒントなどが出てくることが多いと思います。我々行政にとっても、気づかないこと、わからないことがたくさんあります。また、解決は出来なくても、対話しながら、半歩でも前進できる部分があると思いますので、今後も対話は重視していきたいと考えています。

最後に「支える人材の確保、人材の養成が必要」というお話ですが、これについては、残念ながら、道としても出来ることが限られているのではないかと思います。報酬が非常に低い水準となっている中で、人材が確保できないということが大きな問題になっています。これは北海道だけではなく、全国的に見ましても、例えば、景気の良かった愛知県などでは、より深刻な状況になっていると聞いております。道内でも厳しい状況であるというのは、多くの事業者の方々などから伺っており、やはり自立支援法の影響もあって合理化が進められる中、十分な報酬が確保されていないという背景があると考えているところです。次の報酬改定にあたりましては、道としては人材確保の観点も含めて、十分なコストを反映した報酬水準を確保するように国に働きかけをしていきたいと考えています。

西村

ありがとうございます。それでは、清水先生お願いします。

清水議員

今のいろいろなお話をお聞きして、この条例を作るに際して、一番私どもとして気がついたということですね。それは特別支援教育の発達障害の子どもたち、それから精神障害の、自立支援法の中で三障害一緒であると、ここに一番気を使ってまいりました。条例案については項目立てしかしていませんから、中身は出ておりませんが、特に精神障害の方につきましては、請願もあったということもありますが、1級の方については病院通院費を助成するというような話がありましたが、その時に、精神障害の方たちと、これまで私どもの団体もそうですが、交流がなかったんです。この自立支援法が出来る時に、確かDPI主催の集まりだったと思いますが、その際に

切実な声を上げていたのは精神障害者の方々でした。それは、これから地域で社会復帰しようとしている時に、医療費が少し切られるとか、通いづらい問題だとか、それは病気になっていく過程が自分で気が付かないままに無理して我慢しすぎちゃったから、病気になったと。ですから、こういう人たちを二度とつからないようにするためには、まず理解を進める。DPIの集まりでも、ある精神障害の方が、義務教育段階や一般の生涯学習などの場に自ら行って話しをしたいと言っていました。具体的な条例の中身も、もっと当事者の方や家族の方とも話をしないとダメですが、もっと気を使って盛り込んでいかなければいけないと思っています。

通院費助成についてですが、今は1級の方でも5000万円措置をするということで、後は市町村5000万円ということですから、1億円の助成費ということ。本当は拡大したいのですが、そうすると2億円から3億円かかってしまう。そこで、その分野については今回の定例議会を通じまして、まず精神障害の方は、JRは減免措置がないんですね。知的、身体はありますが、三障害一緒というようなことで、JR、バス会社、タクシー会社に。バス会社は地域によってもかなり違いますが、議会の議論ですから、各交通機関へ障害を持っている方が同じような減免措置を受けられるようにしていこうと。それは条例の中に盛り込んでいこうと。先程、市町村の理解と言うこともありました。企業側の理解ということもこの上の中に盛り込んでいこうと。その要請は条例が出来てからではなくて、今からしていかなければいけないということで、早速に公共交通機関に話をしていかなければいけないと思っています。

繰り返しになって恐縮ですが、精神障害の方に自分が知らない間に病気になって、それが重くなってしまった。でも、周りが気づいて早期に治療していれば、こうなっていなかったとお聞きしました。ですから、このことに対する理解ということについては、病院とか、社会で、例えばクラスの中のいるADHDなどの子どもを単なる悪い子と見てしまうと、その子の症状が分からなくなる。その部分では教員向けの教育や子ども向けの教育、理解の促進ということを当事者の方や関係者の方たちと話をしながら、我々ここから逃げたらだめだと思っんですね。ですから、それは条例に盛り込んでいかなければいけない。

今回の条例づくりで一番気にしたのが、精神障害の分野と特別新教育の子どもの分野、それから一般の義務教育の中での障害全般に対する理解教育です。ここに重点を置かなければいけないと。

終わりになりますけれども、先程田中先生から予算の関係がありました。公共事業に10億円使うと言ったら、無駄金だと思うかもしれないけど、障害者の分野に10億円使うのに無駄だと言う人がいたら、政治家を辞めちゃえというぐらいの気概を持たないと、この条例をスタートできないというように思って、ただ、その時にはどこかにある埋蔵金を探す。それから行政改革で詰められるところは詰める。職員の金を減らすということが行革ではなくて、無駄がまだあると思っています。ですから、今回の条例を作るときに、必要なお金を使う時に判断するのは役所じゃないんです。判断するのは、日本の国は、この国は豊かな国なのか、そこのところにお金をかけると言うことで、負けないでやろうと思って、先程、田中先生のお話伺いながら少し自分の主張できたかなと思いました。

西村

ありがとうございました。林先生お願いします。

林議員

皆さんにアンケート用紙を配布させていただきました。これはFAXで返事をいただくものです。

私どもは、こういう形で様々な寄せられた意見について製本化をしようと思っています。これ以降の運動の糧として重要な中身の持つ資料集になるのではないかという気持ちで取り組みたいと思っています。

それと私が自分で取り組んだ経験がありますのでお答えしますが、先程の警察官から声をかけられたということです。現在、警備で道外から入っている警察官は市民に挨拶をしろと指示が出ているんです。それをど

う感じるかという問題なんです、北海道警察には障害者接遇マニュアルというのがあります。どういう形で障害者に対応するかというのですが、具体例で民主党のアンケートにも事例を載せています。それまでは各本署にしかなかった接遇マニュアルが、各交番に配布されるようになった。そのことでトラブルが少なくなったという事例はあります。たまたまサミットで全国から警察官が来ているので、対応にびっくりするような声のかけ方があったのではないかなと思います。しかし、それはもうすぐ解消されると思います。

北海道については、接遇マニュアルで警察官も勉強をしています。

西村

ありがとうございました。佐藤先生お願いします。

佐藤議員

今日は雇用を中心に話をさせていただきました。アメリカのADA法ですが、実際にアメリカに行って調査された方の話ですが、アメリカの宇宙開発の仕事の現場においても障害をお持ちの方が働いています。そういう障害のあるご不自由な方々が開発に取り組めるように、コンピューターから椅子にいたるまで、それぞれ、何から何まで配慮されている。このように、障害を持っている方が働きやすい環境の整備することによって、新たな技術開発が生まれ、障がい者の雇用が容易になっていく。

前回のDPIのフォーラムでも紹介させていただいたとおり、点字だけではなくて、バーコードを利用して音声が出る機械も開発されております。私は障害を持っている方々が、もっともって力を十分発揮できるような環境を作ってあげるといことは、障害を持っている方だけではなく、一般の人にとっても有益なことになると主張しているのです。

それから特殊教育の話がありました。北海道の特殊教育は、「北海道方式」という言葉もあるくらい、これまで熱心に取り組まれてきたと思っています。かつては、高等部の進学も低かった時代もありますが、訪問教育の高等部実現とか、義務校への高等部の併置など、ひとつひとつ課題を克服しながら、かなり良い方向に進んできていると思っているし、北海道の特別支援教育は、今後も絶えず支援をしていくべきであると思います。

西村

ありがとうございました。花岡先生お願いします。

花岡議員

障害の定義は何なのかというご質問がありましたが、これは専門家の先生にお任せしたいと思います。

障害者の権利条約の会議の中でも、障害の定義についていろいろと分かれているようです。ただ、機能的に障害のある人は障害だろうと思いますし、同時に日常生活が平等に出来ない状況があるとすれば、それはやはり、障害ではないかと思えます。

また、道路が坂で大変だとか、家を借りてグループホームとして使いたいと思っても反対があって大変だという声がずいぶんあるというものもお聞きしましたので、この問題は、昔は北海道にも住宅を改修する時の補助金制度というのがあったのですが、それが融資に変わってしまいました。融資だと借金をしなければいけないということですから、改築は大変だというものがあると思います。自治体などでは、例えば30万円とか50万円とかで補助を出すというところもあるのですが、残念ながら現在の北海道として融資になっています。各会派の方々もいますので、改めて皆さんの声を生かして、シンポジウムに参加した一人として頑張っていきたいと思っています。

西村

ありがとうございました。今回のシンポジウムでは、田中先生の論点整理の中でもありましたし、今の4名の方のご発言にもありましたとおり、道議会全会派として条例制定に向けた取り組みをしていくということが確認されたと理解してよろしいですね。

これからまた条例の内容につきましては、さらに個別の議論、あるいはいろいろな課題というものを検討していくことが求められてくると思います。先程、会場から出てきたご意見も含めて、様々な分野の課題があるかと思えます。最後に田中先生から、この条例を作っていく上で、先程のお話の中での経過、プロセスという視点から、どのような課題があるかということ簡潔にまとめて提起をしていただきまして、その後、再度シンポジストの皆さん方からお話をいただきたいと思えます。

田中

やはり私たちが作ろうとしている条例というのは、「道民立法」だと思うのです。ですから、道民がその策定過程に十分参加していくことが、まず重要だと思います。道民の幅広い参加を求めていくという意味では、先ほど林さんがお話しされたアンケート調査や今日のようなシンポジウムも重要な機会だと考えます。

ただ、先程、中野さんもおっしゃったんですが、障害者は福祉の枠の中だけで生きているわけではないですし、生きるべきではないと思えますので、福祉関係者だけではなく、いろんな分野の人たちの参加を求めなければいけないと思えます。特に私は市場の論理というか、一般企業で働いている人たちの意見を聞く必要があると思えます。市場の論理、企業の論理というのは、生産性をいかに高めて利潤を生み出していかという論理です。多くの市民は、この市場の論理の中で生きているわけです。ですから、その人たちと対話をしながら条例の必要性について理解をしてもらわないと実効性のある条例づくりはできないと思えます。そのためには、多くの時間を市場の論理の中で生きている人たちに条例の意義をきちんと分かってもらわないといけない。つまり、ある意味では福祉から縁遠い人たちの巻き込まないといけないし、どうやって巻き込んでいくのかということですね。

ところで、私は、シンポジストの皆さんやフロアからのご意見をお聞きするなかで、一つのテーマが浮かび上がってきたと思いました。それは、「私たち/彼らの壁を越える」というテーマです。例えばそれは「政党の壁」であり、「障害が有る/無いという壁」であり、「障害種別間の壁」であり、さらに言えば「道庁の中の縦割り行政の壁」であるかもしれません。いずれにしても、道民立法としての条例を目指す以上、また、より実効性の高い条例づくりを目指す以上、このような「私たち/彼ら」という壁を越えた作業が求められると思えます。

それから、「障害者とは誰か」という先ほどの質問はとても大事な質問だったと思えます。休憩時間に中野さんと立ち話をしていたのですが、「社会モデルという意味は分かるが、社会モデルに基づく政策を設計していくのは難しい」とおっしゃっていました。確かに難しいと思えます。

社会モデルについて、一つ例をあげてみます。例えば、今、私と西村さんは並んで座っていますが、この状態では西村さんに障害があるとは言えません。でも、もし、私と西村さんが一緒に外を歩く時、段差や階段があったりすると、そこに西村さんの障害が生まれるわけです。つまり、環境が求める能力に西村さんは対応できない、ということです。それが社会モデルの考え方なんです。何か事を起こす時に社会環境が求める能力というものに応えられない。しかし、それは西村さん一人の責任ではなく、そのような能力を要求する社会の責任であるとも言えます。これが社会モデルの障害の捉え方です。

先程、中野さんは社会モデルを政策に反映するのは難しいとおっしゃった。でも、実は道が現在取り組んでいる「地域移行」という政策と実践は社会モデルそのものだと思います。今まで障害者が地域で生活するためには施設の中で個人の能力を高めてからでないと実現できなかった。つまり、施設の中で長い時間をかけてリハビリや生活指導を受けて、そして、障害を克服して、ようやく地域移行が可能になったわけですが、いま道が

取り組んでいる地域移行は、施設に入所している個々の障害者の変化を要求しているわけではありません。もし、ある障害者に「できないこと」があっても、それが「できるようになってから」地域に移りましょうという考え方ではなく、「できないこと」があってもいい、「できないまま」で地域に出てきてもらいましょう。そして、その人の「できないこと」を地域の中でサポートできるような関係を、その人の周りに作っていきましょう、という考え方が現在の「地域移行」の考え方です。これは明らかに社会モデルに基づく政策だと思えます。こういう捉え方が条例にも反映されないといけない。

そして、これはこれから先の議論になると思いますが、条例を作って、いろんな暮らしづらさが出てきた時に、それをひとつひとつモグラたたきのようにたたいていくだけではだめだと思います。もちろん、それも大事ですが、障害者の暮らしづらさの共通の課題、さまざまな生活領域で浮かび上がってくる個々の「暮らしづらさ」に共通するものは何かということを中心にきちんと議論をして、それを政策として提言していくシステムを条例の中に盛り込まないといけないと考えます。先程、清水さんから地域ごとに調整委員会を作るというご提案がありましたが、各地域ごとの調整委員会の意見をひとつにまとめて政策提言につなげられるような、推進会議のような組織が条例の中には必要ではないかと思いました。

西村

ありがとうございました。それでは最後になりますが、それぞれシンポジストの方々から、最後のご発言を頂戴したいと思います。

中野課長からお願いします。

中野

田中先生がきちんとまとめてくださいましたので、これ以上、私からお話しすることはないのですが、道としても来年からの新しい障害福祉計画の策定に向けたり組みを進めるに当たって、対話を重視するなど策定プロセスが大事なのだと感じました。地域自立支援協議会についても同様で、単に形を作るのではなく、しっかりと地域において関係者が対話するプロセスが担保できるような仕組みづくりを進めていきたいと思っています。また、市町村と我々道の間、つまり行政内部の対話も、きちんとしていけないと感じました。当事者の方々、利用者や事業者など関係者の方々との対話はもちろんのことですが、行政内部においても、共通の認識と目標をもって施策を進めることができるよう、しっかりと連携して取り組んで行きたいと思っています。ありがとうございました。

清水議員

今回の条例作りを通して、ここに来ている議員さんは立派な方々ですが、議員はあまりにも現場を知らずに理事者の言っていることを正しいと思っているのだと感じました。そこで、今回の条例作りを通じながら、ともかく現場に足を運びながら、私の党で言いますと、若い議員にも役割を持たせて参加をしてもらっています。林さんのところも同じだそうです。とにかく、これは我々議員が責任を持たなければいけない。責任を持って現場に出て、自分たちが理解して、これを作り上げようと思っています。それは政党もなにもない。我々道議会にいる全員が同じ気持ちで作る。そんな気持ちでやってまいりたいと思います。ありがとうございました。

林議員

先程言い忘れたことがあります。北海道まちづくり条例の認定箇所の部分ですが、札幌市、苫小牧市、函館市は同様の条例がありますので、それを除いています。先程、お話をした建物は札幌市の管轄ですが、札幌市の認証も受けていないということです。

いずれにしても私たちは、これから協議をして来年の4月1日施行に向けた北海道条例をみんなで作り上げていこうという意思確認をしたところです。まちづくり条例でもハートビル法を上回ってやるんだから、新しいところは学校も含めて変わるなどと、ずいぶん議論をし、期待感をこめて生まれた条例でした。しかし、39件しか適マークを受けていない状況です。結局は、行政が作った、行政の都合による、行政と議員だけの条例だったのかなと感じています。そんな総括をするような条例だったのかなと思っています。だとすれば、今度作る条例はみんなが作って良かったなと思える条例にしなければいけない。そんな条例の制定に向けて努力したいと思っています。ありがとうございました。

佐藤議員

前回、千葉県職員のの方がみえられて、日本で初めての障害者の支援条例を作られたお話をされていました。

北海道は日本で初めての条例にはなりませんが、日本で最も充実した内容の条例になるようは、本日、ご出席の皆様と協力しあって取り組んでまいりたい。本日は、ありがとうございました。

花岡議員

先程の休み時間に企業団体の方とお話しました。企業でも障害者をどのように雇い入れるかの研究をしているということでした。私はそれぞれの企業でも、きちんとした社会責任として障害のある方も雇い入れるということが大事なのではないかと思っています。そのことに企業自身も足を一步踏み出してきていると思い、つくづく、こういうシンポジウムが大きな後押しになっているのだなと思いました。ありがとうございました。

西村

ありがとうございました。

実は今朝まで道議会の会議がありましたが、そのような中でシンポジストの皆さん駆けつけていただきました。

主催者としては感謝するとともに、北海道の条例づくりに向けては、非常に心強く思っています。今日のフォーラムは、障害があっても暮らしやすい北海道づくりを考えるフォーラム、障害児者への差別や偏見をなくし、誰もが安心暮らせる北海道づくりをめざしてということを表題にしています。

残された時間は、私から、今日のフォーラムの総括ではなく、この表題の実現に向けた議論に対する思いをお話させていただいて、このフォーラムを終了させていただきます。

私たちは、本日の議論では、障害者とは誰なのか、障害とは何なのかということを確認できませんでした。それは、このフォーラムだけではなく、国連においても結局障害者は具体的に誰かということを確認できませんでした。しかし、この社会で様々な属性を持っているために生きづらさを味わっている人たちを障害者と条約は、定義しました。そして、国連の議論では、障害者が誰かではなく、どんな暮らしにくさがあるのか、どんな困難さがあるのか、そこから議論を始めようということで、障害者が誰なのかという議論については、最後の最後まで据え置きになったと聞いています。そして、障害者が誰なのかという明確な結論は出ずに、この条約の中で書かれているような定義になってきたということです。この条文には、障害は、形成途上の概念であると書かれています。先日、国連の障害者の権利条約を担当している日本の職員が先日こちらの方へ来ました。先程、国会の方では障害者の権利条約推進議員連盟があるといいましたが、その総会で報告をされたのですが、そこで、彼女は、この障害者の権利条約の中でインペアメントとディスアビリティに分けた。つまり、個々の持つ属性の機能障害(インペアメント)と、社会環境(ディスアビリティ)から生じる障害に分けたところ、障害が、なぜ形成途上の議論なのかということをお話していました。それは、社会の環境が変わることでディスア

ビリティはなくなるかもしれない。そして、ディスアビリティがなくなったときに、一体障害者って誰なんだとあらためて考えなくてはならなくなるだろうと言っていました。ですから、私たちが暮らす社会がどう変わっていくかによっても、この障害の定義が変わってくるかもしれません。また、条例づくりに関して、道民本位、道民全体ということが、田中先生から話されました。ともすれば、障害者の社会参加において対立や緊張関係にあった方たちや業界がたくさんこの条例には関わってきます。交通アクセスや行政や教育関係など当事者運動、そういう様々な対立構造や緊張関係があった事実があります。でも、今回やらなければいけないことは、対決や対立ではなくて、対話であると思います。その時にそれぞれが持っている現場の状況をきちんと話をする。それは企業であれ、障害者であれ、行政であれ。そして、その中できちんと話しながら、何が課題で、何をどうできるのかをひとつひとつ積み重ねる姿勢がなければ、この条例を作ることは出来ないと思います。

そして、この障害があって暮らしやすい北海道づくりというのは、主催者としての思いは、障害のある人たちのための条例ではなくて、北海道がどんな地域になっていくのか、北海道をどういう地域にしていくかという方向性を考えるための条例であり、私は北海道未来づくり条例だと思っています。ですから、北海道の未来を、いろいろ困難な状況の人たちや様々な立場の人たちが、違いを乗り越えて、対話を重ねて、共に何を作りたいのかという議論を、正直に交わしながら作っていくことが出来たらと思っています。

最後に、主催者として、この条例に関するますます議論を今後、より深めて、障害当事者をはじめ多くの道民の皆さんが感心を持って条例づくりに関わっていただけたらと思っていますし、DPIとしても、共に考え、共に悩み、条例づくりに参画をしていく決意を申し上げて、本日のフォーラムを終了いたします。

最後に大変お忙しい中、駆けつけていただきました田中先生、中野課長、清水道議、林道議、佐藤道議、花岡道議、それからこの会場に来ていただきました皆さまに感謝すると共に、手話通訳、要約筆記、会場ボランティアの皆様にもあらためて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。